

第三次佐久市部落差別撤廃と 人権擁護に関する総合計画

令和2年度 事業実績及び
令和3年度 事業計画

目次

章	大項目	中項目	ページ	担当課
2 分野別人権問題	1 同和問題に関する事	(1) 部落差別に関する事	1	人権同和課
		(2) 生活環境の改善	2	道路建設課、下水道課、建築住宅課
		(3) 社会福祉の充実	2	健康づくり推進課
		(4) 産業の振興	3	商工振興課、農政課
		(5) 職業の安定	3	人権同和課、商工振興課
		(6) 隣保館活動の推進	4	人権同和課
		(7) 解放子ども会活動の推進	4	人権同和課
		(8) 部落差別事象への対応	4	人権同和課
	2 子どもの人権に関する事	(1) 子どもの人権に関する事	5、6	子育て支援課、学校教育課
	3 障がい者の人権に関する事	(1) 障がい者の人権に関する事	7	福祉課
	4 女性の人権に関する事	(1) 女性の人権に関する事	8	人権同和課、福祉課
	5 高齢者の人権に関する事	(1) 高齢者の人権に関する事	9	高齢者福祉課、中央公民館
	6 外国人の人権に関する事	(1) 外国人の人権に関する事	10	観光課、移住交流推進課、生涯学習課
7 インターネットによる人権侵害に関する事	(1) インターネットによる人権侵害に関する事	11	人権同和課	
8 様々な人権問題に関する事	(1) 様々な人権問題に関する事	11	人権同和課	
3 人権同和教育・啓発の推進	1 就学前における人権同和教育	(1) 就学前における人権同和教育	12	人権同和課、子育て支援課
	2 学校における人権同和教育	(1) 学校における人権同和教育	12	人権同和課、学校教育課
	3 企業における人権同和教育	(1) 企業における人権同和教育	13	人権同和課、商工振興課
	4 地域における人権同和教育	(1) 地域における人権同和教育	13	人権同和課
4 人権擁護の確立と推進	1 個人情報の保護	(1) 本人通知制度について	14	市民課
		(2) 本人告知制度について	14	市民課、総務課
	2 人権侵害の救済と擁護	(1) 人権侵害の救済と擁護	14	人権同和課
	3 人権相談体制の充実	(1) 人権相談体制の充実	14	人権同和課
	4 佐久市部落差別撤廃と人権擁護に関する総合計画の推進体制の強化	(1) 部落差別撤廃と人権擁護に関する総合計画の推進体制の強化	15	人権同和課
	5 佐久市部落差別撤廃と人権擁護に関する総合計画の期間内達成目標	(1) 同和問題に関する事	16	人権同和課
		(2) 子どもの人権に関する事	16	学校教育課
		(3) 障がい者の人権に関する事	16	福祉課
		(4) 女性の人権に関する事	16	人権同和課
		(5) 高齢者の人権に関する事	16	高齢者福祉課、中央公民館
		(6) 外国人の人権に関する事	16	移住交流推進課
		(7) 就学前・学校・企業・地域における人権同和教育	16	人権同和課

第三次佐久市部落差別撤廃と人権擁護に関する総合計画

第2章 分野別人権問題

1 同和問題に関すること（※の項目は市全体を対象にした事業）

中項目	施策内容	令和2年度実績	令和3年度における課題・重点策等	令和3年度計画	計画期間(H29～)を通しての取組・特色	担当課
部落差別(1)に関すること	同和問題の歴史的経緯と差別の現状について、理解を深め、認識を高めるとともに、行政・地域・企業・運動団体等が連携し、同和問題の解決を図ります。	<p>ア 人権同和教育講座(市内2講座×4地区会場、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止)</p> <p>イ 新任・転入教職員研修会の開催(年2回、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止)</p> <p>ウ 教職員人権同和教育研修会(年1回、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止としたため各校へ資料を配布、学校毎に研修を実施。)</p> <p>エ 地域での研修会(年9回、参加者数 727人、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため2回中止)</p> <p>オ PTA人権同和教育研修会(市内24小中学校、参加者数 7,289人)</p>	市民一人ひとりが同和問題について理解を深め認識が高められるように引き続き教育講座や研修会を実施していく。	<p>ア 人権同和教育講座(市内4地区で8回、市内7地区を2つに分け隔年で実施)</p> <p>イ 新任・転入教職員研修会(年2回、オンライン研修導入)</p> <p>ウ 教職員人権同和教育研修会(年1回、オンライン研修導入)</p> <p>エ 地域での研修会(区、保育所、公民館等)</p> <p>オ PTA人権同和教育研修会(市内24小中学校)</p>	同和問題についての理解を深め、認識を高めるため、各地域での講座や、教職員、小中学校PTA向けの人権同和教育研修会を継続して実施している。	人権同和課
	同和問題を重要な人権問題と捉え、市民が正しい理解と人権感覚を高め、全ての人の基本的人権を尊重するため、啓発活動の推進と人権意識の高揚を図ります。	<p>ア 人権・男女共生フェスティバル(11月29日(日))(新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止)</p> <p>イ 同和問題の取り組みについて広報の実施</p> <p>ウ 第43回部落完全解放・人権擁護推進佐久地区大会(当番 川上村)(新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止)</p> <p>エ 「同和地区生活実態調査」、「人権問題に関する市民意識調査」の実施</p>	令和2年度に実施した「同和地区生活実態調査」、「人権問題に関する市民意識調査」を基に今後の人権教育・啓発活動の課題を明らかにし第四次総合計画策定に活かす。	<p>ア 人権・男女共生フェスティバル(11月28日(日)開催 参加者数:200人)</p> <p>イ 同和問題の取り組みについて広報の実施</p> <p>ウ 第43回部落完全解放・人権擁護推進佐久地区大会(当番 川上村)</p> <p>エ 「第四次佐久市部落差別撤廃と人権擁護に関する総合計画」を策定</p>	<p>啓発活動の推進と人権意識の高揚のため、人権・男女共生フェスティバルを継続して実施している。</p> <p>H30に部落完全解放・人権擁護推進佐久地区大会を開催。(当番市)</p> <p>市HP、広報紙等で同和問題について広報を実施。(R元～)</p>	人権同和課
	当事者の「自覚」「自立」「自己実現」に向けての支援体制の充実、相談活動や当事者が継続して学ぶことができる機会が必要であり、隣保館・同和対策集会所等で各種教室や研修会等を開催し、人権のまちづくりの推進を図ります。	<p>支部単位で同和対策集会所において学習会等を開催(4集会所 合計35人)</p>	コロナ禍で研修会が難しい場合は研修資料を配布する等に対応する。	支部単位で同和対策集会所において学習会等を開催(6集会所)	当事者の学ぶ機会の確保のため、各支部で学習会を継続して実施している。	人権同和課

1 同和問題に関すること（※の項目は市全体を対象にした事業）

中項目	施策内容	令和2年度実績	令和3年度における課題・重点策等	令和3年度計画	計画期間(H29～)を通しての取組・特色	担当課
(2) 生活環境の改善	快適な住環境を確保するため、危険性・緊急性を考慮し、計画的に道路・水路等の改良を図ります。	※ ア 社会資本整備総合交付金事業(2件) イ 道路メンテナンス補助事業(5件) ウ 緊急自然災害防止対策事業(4件)	交付金等の財源確保に努めるとともに有効に活用し、事業を推進する。	※ ア 社会資本整備総合交付金事業 イ 道路メンテナンス補助事業 ウ 緊急自然災害防止対策事業	道路整備事業の推進により市内の環境が改良されている	道路建設課
	「佐久市環境基本計画」に基づき、全戸水洗化を推進します。	※ ア 下水道管渠敷設工事(1,860m) イ 浄化槽設置者への補助金交付(67基) ・下水道管渠敷設工事について、佐久平駅南土地区画整理事業区域内の工事を実施	佐久平駅南土地区画整理事業地区以外は、ほぼ整備完了していることから、整備量は年々減少している 浄化槽設置にあたっては排水設備工事など多額の自己負担が掛かるため、高齢者世帯などは設置に前向きではない。	※ ア 下水道管渠敷設工事(1,500m) イ 浄化槽設置者への補助金交付(70基) ・下水道管渠敷設工事について、引き続き、佐久平駅南土地区画整理事業区域内の工事を予定 ・下水道未接続世帯に対する接続推進及び、合併処理浄化槽未設置世帯に対する浄化槽整備のため、戸別訪問の実施	「全戸水洗化」に向け、事業を推進している。	下水道課
	厚生住宅については、払下げを推進します。	・令和2年度の払下げ実績なし。 ・現在払下げの相談を2件受付中。	多くの住宅が耐用年数を経過するため、維持保全を図りつつ、払下げ等を推進していく。	・相談中の払下げ案件2件について、引き続き協議及び準備を進める。 ・入居者の意向調査をし、払下げの提案を行う。	意向調査アンケートの実施や相談対応を実施している。 払下げ実績:2件(H29)	建築住宅課
(3) 社会福祉の充実	「第2次佐久市健康づくり21計画」に基づき、疾病の早期発見・早期治療のため、自らが各種健(検)診を積極的に受診できるよう保健指導員等を通じた啓発活動を推進します。	※ 保健指導員事業 第1回ブロック研修会(15会場、参加者数 279人)	感染状況等により保健指導員の研修や事業の実施が困難な場合は、年3回発行を予定している「保健指導員会だより」の中で啓発活動を行っていく。	※ 保健指導員事業 ア ブロック研修会において健診の受診勧奨(家族、地域への勧め)	保健指導員事業を通じて健康意識の定着を図っている。	健康づくり推進課
	日常生活の中で健康づくりの重要性を啓発し、関係機関と連携しながら健康教室や健康相談等の事業を積極的に推進します。	※ ア 健康相談の実施 イ 作業センター等の健康相談事業の実施(年29回、参加者数 523人)	作業所に看護師等が配置されているところもあり、健康面のフォローがされていることに加え、必要な場合は地区担当保健師と連携がとれているため回数の見直しについて引き続き検討。	※ ア 健康相談の実施 イ 作業センター等の健康相談事業の実施(年24回程度)	健康相談を継続して実施している	健康づくり推進課

1 同和問題に関すること（※の項目は市全体を対象にした事業）

中項目	施策内容	令和2年度実績	令和3年度における課題・重点策等	令和3年度計画	計画期間(H29～)を通しての取組・特色	担当課
(4) 産業の振興	「佐久市農業振興ビジョン」に基づき、担い手の確保や収益性の高い品目への移行を進めるなど、農業の活性化を図っていきます。	※ ア 相談会等による新規就農者の確保 ・就農相談会を16回実施、首都圏での就農相談会を1回実施 イ 新品目導入試験事業による収益性の高い品目の推進 ・カモミールと冬至かぼちゃの連続栽培 ・ミニトマト8品種から優良品種を選定 ・遊休期間中の水稲育苗ハウスの有効活用を図るための メロンの施設栽培 ・冬期における葉物野菜の無加温での施設栽培	ア 新たな新規就農者の確保のため、毎月の就農相談会のほか、首都圏等で開催される相談会にも参加をし、就農希望者の確保に努める。 イ 実施内容を取り組まれるよう広く周知するとともに様々な栽培方法等に取り組んでいく。	※ ア 相談会等開催による新たな新規就農者の確保 ・就農相談会の実施(毎月)及び首都圏での就農相談会へ参加 をし、就農希望者の確保に努める イ 新品目導入試験事業による収益性の高い品目の推進 ・水田転作ほ場で1年間農地を活用する作型の提案 ・佐久市内における冬至用かぼちゃの栽培に適した品種の選定 ・ミニトマト、ズッキーニ各4品種から優良品種を選定	就農相談や収益性の高い作物の推進等で農業の活性化を図っている	農政課
	「佐久市健康長寿産業振興ビジョン」に基づき、市内企業の経営基盤の強化、人材育成・確保などにより、ものづくり産業を中心とした産業の活性化を図ります。	※ 佐久産業支援センター(SOIC)を中心に、佐久の強み(地域資源)を生かしたヘルスケア関連分野の産業振興、既存事業拡大と技術連携による新製品・新サービス等の開発支援、関係機関との連携・ネットワークの強化を行った。	「佐久市健康長寿産業振興ビジョン」の策定から5年目となり、コロナ禍の現在の経済情勢等を踏まえ、ビジョンを見直す必要がある。ビジョンの見直しと並行して施策を展開していく。	※ 佐久産業支援センター(SOIC)を中心に、佐久の強み(地域資源)を生かしたヘルスケア関連分野の産業振興、既存事業拡大と技術連携による新製品・新サービス等の開発支援、関係機関との連携・ネットワークの強化を行う。	(社)佐久産業支援センターを設立し、地域の強みをいかした産業の活性化を図っている。(H29～)	商工振興課
	経営指導を行う商工会議所・商工会等との連携や「佐久市中小企業振興資金融資制度」などによる支援に努めます。	※ ア 佐久市中小企業振興資金制度の斡旋(858件)	商工会議所、商工会等と連携するとともに、実状に合った制度資金を提供することにより市内事業者を支援していく。	※ ア 佐久市中小企業振興資金制度の斡旋(300件程度)	支援金制度等による支援を継続して実施している。	商工振興課
(5) 職業の安定	関係機関と連携し、雇用に関する支援等について、ホームページ等を活用し周知します。	※ 雇用に関する支援について、長野労働局や佐久公共職業安定所等のお知らせをホームページ等への掲載を行い周知した。(年2回) 差別のない雇用をめざして、雇用に関する支援等について関係機関・団体と連携し相談事業を実施した。	雇用に関する支援等を周知するため、関係機関と連携し、最新の情報を取得する。	※ 雇用に関する支援等について、ホームページ等への掲載(年1回)	支援の広報・周知について継続して実施している。	商工振興課
	就職・就労につながるようハローワーク等の関係機関と連携し、相談体制の充実を図ります。	※ 佐久無料職業紹介所「さくさくワーク」において、就職支援員による就職相談、職業紹介を実施した。(令和2年度実績 相談件数 102件、採用者数 6人) ※ 各隣保館にて、佐久公共職業安定所発行の週刊求人情報を窓口を設置するとともに、相談事業の中で、関係機関と連携し就職、就労に関する情報提供を行った。(年間相談件数 7件)	佐久市無料職業紹介所について周知を強化し、求職者が利用しやすい体制を整える。 求人情報の提供及び就職。就労に関する相談を継続して実施する。	※ 佐久無料職業紹介所「さくさくワーク」において、就職支援員による就職相談、就業紹介を実施する。 ※ 各隣保館にて、佐久公共職業安定所発行の週刊求人情報を窓口を設置するとともに、相談事業において、関係機関と連携し就職、就労に関する情報提供を行っていく。	従来の取り組みに加え、令和元年度より実施している総合相談事業においても対応している。 佐久無料職業紹介所「さくさくワーク」を設置し、相談、職業紹介等を行っている。(H30～) 各隣保館において、求人情報の提供を継続して実施している。 総合相談事業において就職、就労に関する情報提供をしている。(R元～)	人権同和課 商工振興課 人権同和課
	企業において、公正採用と就職差別の撤廃に向け、職業安定法に基づく「公正採用選考人権啓発推進員」の設置を勧奨するなど、関係機関との連携による取組を促進します。	長野県東信労政事務所主催の人権啓発講座及び佐久市公共職業安定所主催の公正採用選考人権啓発推進員研修会に、市内企業43社が参加。	公正採用と就職差別の撤廃に向け、「公正採用選考人権啓発推進員」の設置の勧奨など、関係機関との連携による取組を促進する。	長野県東信労政事務所主催の人権啓発講座及び佐久市公共職業安定所主催の公正採用選考人権啓発推進員研修会の開催について、佐久市企業人権同和教育推進連絡協議会会員126社に通知し、参加を呼びかける。	人権啓発講座及び研修会への参加を呼びかけ、公正採用選考人権啓発推進員の設置を勧奨している。	人権同和課

1 同和問題に関すること（※の項目は市全体を対象にした事業）

中項目	施策内容	令和2年度実績	令和3年度における課題・重点策等	令和3年度計画	計画期間(H29～)を通しての取組・特色	担当課
(6) 隣保館活動の推進	地域住民の福祉向上、人権教育・啓発活動、住民の交流の拠点として、隣保館活動の充実に努めます。	ア 人権啓発講座(年1回、参加者数 12人) イ 地域交流事業(年19回、参加者数 214人) ウ 周辺地域巡回事業(年14回、参加者数 14人) エ 地域福祉事業(年9回、参加者数 64人) オ 休日開館事業(年52回、参加者数 318人) カ 地域交流促進事業(年372回、参加者数 3,223人)	新型コロナウイルス感染防止対策の徹底をすると同時に、影響を受けにくい開催形態を検討していく必要がある。	ア 人権啓発講座(年3回) イ 地域交流事業(通年) ウ 周辺地域巡回事業(通年) エ 地域福祉事業(通年) オ 休日開館事業(通年) カ 地域交流促進事業(通年)	地域住民の福祉向上、人権教育・啓発活動、住民の交流の拠点として、隣保館活動を継続して実施している。	人権同和課
	中央隣保館及び各人権文化センターにおける生活人権相談、人権啓発活動、教養文化活動など、地域交流の拠点となる開かれたコミュニティ施設として、社会に密着した総合的な活動を展開し、人権同和問題の速やかな解決に努めます。	ア 生活・人権相談事業(相談件数 392件) イ 人権啓発講座(年1回、参加者数 12人) ウ 貸館事業 通年(利用件数 107件、利用者数 1,398人)	相談を通しての地域の課題や住民ニーズ等発見し対応するとともに、悩みを抱えた相談者に対する心のケアの場とする。 各関係機関と連携し、あらゆる面からの解決策を検討していく。	ア 生活・人権相談事業(随時) イ 人権啓発講座(年3回) ウ 貸館事業(通年)	中央隣保館及び各人権文化センターにおいて生活人権相談、人権啓発活動、教養文化活動など、地域交流の拠点となる開かれたコミュニティ施設として、各種事業を継続して実施している。	人権同和課
(7) 解放子ども会活動の推進	行政・学校・運動団体・解放子ども会指導委員会等がともに連携し、解放子ども会の円滑な運営と活動の推進に努めます。	望月解放子ども会の開催:毎週水曜日(小中学生33人) (小学生部会 年16回、延266人) (中学生部会 年16回、延45人)	学校の行事と重なり、予定回数が減となっているが、子ども会の活発な活動に向けた運営に取り組んでいく。	望月解放子ども会の開催(年30回程度、小中学生29人)	望月解放子ども会活動を継続して実施している。	人権同和課
	解放子ども会の趣旨に沿い、一人でも多くの子どもたちが、目標に向かい、活発に活動できるよう解放子ども会運営委員会、運動団体、保護者及び教職員と連携し会の運営に取り組めます。	ア 望月解放子ども会指導委員会(年2回) イ 佐久市解放子ども会運営委員会(年2回)	一人でも多くの子どもたちが、目標に向かい、活発に活動できるよう関係機関と連携し、子ども会の運営に取り組む。	ア 望月解放子ども会指導委員会(年2回) イ 佐久市解放子ども会運営委員会(年2回)	関係機関等と連携して、望月解放子ども会指導委員会及び運営委員会を継続して実施している。	人権同和課
(8) 部落差別事象への対応	差別事象が発生した場合は、事実関係の把握に努め、差別に至った経過やその要因と社会背景を分析し、問題解決への対応に努めます。	差別事象発生についての情報収集、事実関係の把握に努めた。	差別事象が発生した場合に、事実関係の把握に努め、差別に至った経過やその要因と社会背景を分析し、問題解決への対応が図れるよう情報収集や関係機関との連携を推進する。	差別事象が発生した場合は、事実関係の把握に努め、差別に至った経過やその要因と社会背景を分析し、問題解決への対応に努める。	差別事象が発生した場合は、事実関係の把握に努め、差別に至った経過やその要因と社会背景を分析し、問題解決への対応が図れるよう情報収集や関係機関との連携を推進している。	人権同和課
	運動団体や関係機関と連携を図りながら、人権意識の高揚のため、各種人権同和教育研修や啓発活動の推進を図ります。	運動団体や関係機関と連携した「いのちの駅伝」の開催を予定していたが、台風等の影響により駅伝ができなかったため、メッセージ伝達式を望月地区各学校と市役所で実施。終了後、解放子ども会のメッセージを市内小中学校へ届け、人権意識の高揚を図った。	望月高等学校が長野西高等学校の望月サテライト校へと移行になったが、引き続き学校と協力し開催をしていく。	運動団体や関係機関と連携した「いのちの駅伝」の開催。	関係機関と連携し、「いのちの駅伝」の開催を通して人権意識の高揚を図っている。	人権同和課

第三次佐久市部落差別撤廃と人権擁護に関する総合計画

第2章 分野別人権問題

2 子どもの人権に関すること

中項目	施策内容	令和2年度 実績	令和3年度における課題・重点策等	令和3年度 計画	計画期間(H29～)を通しての 取組・特色	担当課
(1) 子どもの人権に関すること	「児童の権利に関する条約」の理念と精神にのっとり、子どもの人権が決して侵害されることなく、子どもにとっての最善の利益が保障される社会の形成や子どもを社会全体で育てる環境づくりに努めます。	ア 要保護児童対策地域協議会代表者会議の開催 (開催なし) イ 児童虐待に関する広報及び啓発活動をFM・市広報紙「サクライフ」にて周知を行った。(児童虐待防止推進月間の11月にそれぞれ1回ずつ実施) ウ 通報のあった事案について原則48時間以内の安否確認(随時) エ 家庭児童相談室運営事業(259件) ・佐久市子ども特別対策推進員による相談を行った。 ・児童館における家庭相談を行った。	児童虐待と思われる事案の連絡方法等を、広報及びFMで周知し、早期発見に努める。 児童相談所等、関係機関との連携を強化し、児童虐待の早期対応に努める。	ア 要保護児童対策地域協議会代表者会議の開催(年1回) イ 児童虐待に関する広報及び啓発活動(年1回) ウ 通報のあった事案について48時間以内の安否確認(随時) エ 家庭児童相談室運営事業 ・佐久市子ども特別対策推進員による相談(随時) ・児童館における家庭相談(随時)	児童虐待対策に関する施策を継続して実施している。	子育て支援課
	家庭・地域と連携し、子どもたちの人権に関する課題解決に向けた取組に努めます。	ア 園児へのお話や読み聞かせ(15園・随時) イ お便りや懇談会を通じて保護者への啓発活動を実施(15園・随時)	家庭との連絡を密に取り、保護者にわかりやすく園の様子を伝え、信頼関係の構築を図る。 懇談会等で保護者への啓発活動に努める。 絵本の貸出を実施する。	ア 園児へのお話や読み聞かせ(随時) イ お便りや懇談会を通じて保護者への啓発活動を実施(随時)	園児の情操を育むための読み聞かせや、保護者への啓発を継続して実施している。	子育て支援課
	児童生徒及びその家族が安心して相談できる体制づくりを進めるため、「個」を大切にする学校の指導体制の充実と、電話相談等によるスクールメンタルアドバイザーとの連携を図り相談事業の充実に努めます。	ア スクールメンタルアドバイザーの配置(6人) イ 各学校での人権同和教育の推進、並びに学校内及び中学校区での教職員の研修会を実施した。 ウ スクールメンタルアドバイザーによる相談窓口の継続実施 ・学校訪問や面会相談、電話相談等様々な相談体制 ・医療等関係機関との情報交換や課題解決に向けての連携 ・スクールメンタルアドバイザー内での会議を実施 相談件数:332件	子どもや保護者が相談しやすい体制がとれるよう、関係機関との連携を密にしながら、常にアンテナを高めて事業体制づくりを図る。	ア スクールメンタルアドバイザーの配置(6人) イ 各学校での人権同和教育の推進、並びに学校内及び中学校区での教職員の研修会の実施 ウ スクールメンタルアドバイザーによる相談窓口の継続実施	各学校での人権同和教育の推進及び教職員への研修会の実施により学校の指導体制の充実を図っている。 スクールメンタルアドバイザーと連携し相談窓口を設置している。	学校教育課
	いじめについては、事実関係の把握に努め、児童生徒の立場に立った、差別やいじめを許さない環境づくりを推進します。	児童生徒の理解と支援のためのアセスメントツールの活用(年2回) ・学級診断尺度(Q-U) 21校実施 回数 年2回(6~7月、10~12月) ・学校環境適応感尺度(アセス)3校実施 回数 年1回	各校作成の基本方針に基づき、いじめの未然防止に重点を置いた日常的な教育活動の見直しを図る。 月例報告を活用し、市教委と各校での情報共有や連携を図る。	児童生徒の理解と支援のためのアセスメントツールの活用(年2回)	客観的な指標を用いていじめの現状を把握し、いじめ対策に関する施策を継続して実施している。	学校教育課

中項目	施策内容	令和2年度実績	令和3年度における課題・重点策等	令和3年度計画	計画期間(H29～)を通しての取組・特色	担当課
	不登校等については、保護者の基本認識を深め、家庭教育の重要性を再認識するための適切な情報提供を行い、家庭を側面から支援する体制づくりを推進します。	<p>ア スクールメンタルアドバイザーの配置(6人)</p> <p>イ 各学校での人権同和教育の推進、並びに学校内及び中学校区での教職員の研修会を実施した。</p> <p>ウ スクールメンタルアドバイザーによる相談窓口の継続実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学校訪問や面会相談、電話相談等様々な相談体制 ・医療等関係機関との情報交換や課題解決に向けての連携 ・スクールメンタルアドバイザー内での会議を実施 <p>相談件数: 332件</p>	月例報告の活用と関係機関の連携強化を図る。	<p>ア スクールメンタルアドバイザーの配置(6人)</p> <p>イ 各学校での人権同和教育の推進、並びに学校内及び中学校区での教職員の研修会の実施</p> <p>ウ スクールメンタルアドバイザーによる相談窓口の継続実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学校訪問や面会相談、電話相談等様々な相談体制 ・医療等関係機関との情報交換や課題解決に向けての連携 ・スクールメンタルアドバイザー内での会議を実施 	スクールメンタルアドバイザーと連携して不登校対策に関する施策を実施している。	学校教育課
	いじめと不登校は互いに関連している問題であるので、スクールメンタルアドバイザー、佐久市不登校等対策連絡協議会などを活用し、佐久児童相談所、佐久市家庭児童相談員、民生児童委員(主任児童委員連絡会)など関係する諸機関と情報交換を行い、早期発見・早期対応に努めるとともに、地域全体でいじめ及び不登校等をなくす指導体制づくりを推進します。	<p>ア ハートフルフレンド活動</p> <p>活動時間: 1,017時間</p> <p>イ 中間教室開設</p> <p>開設日数: 210日</p> <p>ウ 不登校等対策連絡協議会開催</p> <p>開催数: 2回(予定のうち1回新型コロナウイルスのため中止)</p> <p>エ いじめ不登校担当者会議開催</p> <p>開催数: 2回(予定のうち1回新型コロナウイルスのため中止)</p>	例年並みの活動時間を見込みながら、支援が長期にわたっている児童生徒への支援について、自立を促すために見直しを視野に入れていきたい。	<p>ア ハートフルフレンド活動時間(活動時間 1,410時間、4人)</p> <p>イ 中間教室開設(開設日数 211日)</p> <p>ウ 不登校等対策連絡協議会開催(年3回)</p> <p>エ いじめ不登校担当者会議開催(年3回)</p>	いじめ・不登校対策に関して関係機関等と連携した指導体制づくりを推進している。	学校教育課
	子どもの人権の視点のもと、佐久市要保護児童対策地域協議会において児童虐待の早期発見や早期対応を図り、地域や保育所・幼稚園・学校・児童相談所・医療機関等の連携を深め、幅広いネットワークを構築し、生命尊重の精神や人権意識の高揚を推進します。	<p>ア 子どもの様子に注意して虐待等の早期発見と関係機関との連携に努める(随時)</p> <p>イ 虐待が疑われる子どもの支援会議の開催(107回)</p> <p>ウ 不安定な環境にある家庭の相談支援の実施(259件)</p> <p>エ 不安定な環境にある家庭への訪問(随時)</p> <p>・保護者から信頼される関係作りに努め、子どもや家庭環境の変化を把握し、相談支援が行えるよう努めた。</p> <p>・子育てへの不安を感じたり、孤独にならないよう園からの発信、コミュニケーションの場の増加を図った。</p> <p>・個人情報の扱い等は慎重に行い、関係機関との連携も丁寧に進めた。</p> <p>学校では、担任だけではなく全教職員により、子どもたちの普段の様子を観察し、子どもへの虐待を含め健康状態や精神面等総合的な観点で指導支援する体制を整えた。</p> <p>また、児童虐待等発見時には子どもを最優先として関係機関との連携により対応をした。</p>	保護者から信頼される関係作りに努め、子どもや家庭環境の変化を把握し、相談支援が行えるよう努める。子育てへの不安を感じたり、孤独にならないよう園からの発信、コミュニケーションの場の増加を図る。	<p>ア 子どもの様子に注意して虐待等の早期発見と関係機関との連携に努める(随時)</p> <p>イ 虐待が疑われる子どもの支援会議の開催(随時)</p> <p>ウ 不安定な環境にある家庭の相談支援の実施(随時)</p> <p>初任・合同教員研修会等の機会を利用し周知・研修を実施する。</p>	児童虐待の早期発見と関係機関との連携に努めるとともに、相談支援を継続して実施している。	子育て支援課
			保護者から信頼される関係作りに努め、子どもや家庭環境の変化を把握し、相談支援が行えるよう努める。子育てへの不安を感じたり、孤独にならないよう園からの発信、コミュニケーションの場の増加を図る。		児童虐待の早期発見と関係機関との連携に努めるとともに、相談支援を継続して実施している。	学校教育課

第三次佐久市部落差別撤廃と人権擁護に関する総合計画

第2章 分野別人権問題

3 障がい者の人権に関すること

中項目	施策内容	令和2年度実績	令和3年度における課題・重点策等	令和3年度計画	計画期間(H29～)を通しての取組・特色	担当課
障がい者(1)の人権に関すること	障がいや障がいのある人への正しい知識や理解を深めるための啓発活動を推進します。	佐久市障がい者福祉展開催(年1回 佐久市民総合文化祭と同時開催:来場者数343人)	・障がい者の自立更生意欲を喚起し、市民の意識と理解を高める	佐久市障がい者福祉展開催(年1回 佐久市民総合文化祭と同時開催)	障がい者福祉展を通じた啓発活動を継続して実施している。	福祉課
	第二次佐久市障がい者プランに基づき、行政・事業者・地域・家庭が一体となり、障がい者が地域で安心して過ごせる環境づくりや啓発活動を推進します。	<p>ア 地域生活支援事業 障害者相談支援事業・意思疎通支援事業等の実施</p> <p>イ 就労支援のための相談 「佐久広域連合障害者相談支援センター」「佐久圏域障害者就業・生活支援センターほーぷ」と連携し、就労支援のための相談業務の実施</p> <p>ウ 障害者優先調達推進法による物品等の調達 障がい者の経済的な自立や工賃アップにつながるよう、障害者就業施設等からの物品の調達と受注量の拡大の支援の実施</p> <p>手話言語条例のリーフレットや災害時支援用バンダナ、ヘルプマークなどの周知を行う際、障害についての理解を深めた。</p>	制度の利用や事業について、周知を徹底する。	<p>ア 地域生活支援事業 障害者相談支援事業・意思疎通支援事業等の実施</p> <p>イ 就労支援のための相談 「佐久広域連合障害者相談支援センター」「佐久圏域障害者就業・生活支援センターほーぷ」と連携し、就労支援のための相談業務の実施</p> <p>ウ 障害者優先調達推進法による物品等の調達 障がい者の経済的な自立や工賃アップにつながるよう、障害者就業施設等からの物品の調達と受注量の拡大の支援の実施</p> <p>手話言語条例のリーフレットや災害時支援用バンダナ、ヘルプマークなどの周知を行う際、障害についての理解を深める。</p>	障がい者の相談支援事業や障がい者就業施設からの物品の調達を継続して実施してきた。 H29に手話言語条例が制定されたことを受け、リーフレットによる周知を実施した。(R元～) 災害時支援用バンダナを作成し、障がい者が安心して過ごせる環境づくりや啓発に取り組んでいる。(R元～)	福祉課
	障がい者の権利利益の擁護のため、平成24年10月に施行された「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」及び「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」に基づく施策を推進します。	<p>ア 佐久市障がい者虐待防止ネットワーク運営委員会の運営 委員会開催(年1回書面開催)</p> <p>イ 虐待防止、早期対応、養護者に対する支援のため、佐久広域連合障害者相談支援センター等各関係機関との連携・協力</p> <p>ウ 市広報紙「サクライフ」、市ホームページによる相談窓口の啓発 市広報紙「サクライフ」:1回 市ホームページ:通年 障がい者虐待相談件数:5件(虐待と認められた件数:2件)</p>	障がい者の虐待防止、早期発見、養護者に対する支援など関係機関との連携・協力を図る。	<p>ア 佐久市障がい者虐待防止ネットワーク運営委員会の運営 委員会開催(年1回)</p> <p>イ 虐待防止、早期発見、養護者に対する支援のため、佐久広域連合障害者相談支援センター等各関係機関との連携を図る。</p> <p>ウ 市広報紙「サクライフ」、市ホームページによる相談窓口の啓発</p>	障がい者の虐待防止、早期発見に努め、関係機関との連携体制を推進している。 市広報紙、HPにて相談窓口の啓発を実施した。(R元～)	福祉課

4 女性の人権に関すること

中項目	施策内容	令和2年度実績	令和3年度における課題・重点策等	令和3年度計画	計画期間(H29～)を通しての取組・特色	担当課
女性の人権に関すること (1)	男女間のあらゆる暴力(DV)の予防、早期発見のための啓発推進と被害者支援体制の充実を図り、住み慣れたまちで安心して暮らせる地域づくりを推進します。	ア 市ホームページ及び市広報誌「サクラライフ」による相談窓口の啓発 ホームページ: 通年、市広報誌「サクラライフ」: 年2回 イ 女性相談員による配偶者暴力に係る相談支援 電話相談: 延14件、面接相談: 延20件 ウ 佐久地域児童虐待・DV防止ネットワーク会議を通じた支援体制の充実 会議出席: 年1回(Web会議) エ 佐久市配偶者等による暴力被害者支援ネットワーク会議による支援体制の強化 ネットワーク会議は開催しなかったが、相談内容に応じ、個別で関係機関との情報共有を図りながら、支援体制の強化を図った。	広報等による啓発活動と、女性相談員による相談支援を行う。	ア 市ホームページ及び市広報誌「サクラライフ」による相談窓口の啓発 イ 女性相談員による配偶者暴力に係る相談支援 ウ 佐久地域児童虐待・DV防止ネットワーク会議を通じた関係機関との連携体制の確認 エ 佐久市配偶者等による暴力被害者支援ネットワーク会議による支援体制の強化(必要に応じて開催)	広報等による啓発活動と相談支援によるDV等の予防、対策に関する施策を継続して実施している。	福祉課
	男女が責任を分かち合い、性別に関わりなく個性と能力を発揮することができる男女共同参画社会の形成を促進するため、「第3次佐久市男女共同参画プラン」に基づき、職場・家庭・地域・学校等のあらゆる場において、意識啓発を推進します。	ア 市や男女共生ネットワークとの共催による推進 (ア)男女共同参画社会をめざす「市民フォーラム」 新型コロナウイルス感染症感染拡大防止のため中止 (イ)人権・男女共生フェスティバル 新型コロナウイルス感染症感染拡大防止のため中止 イ 区など地域における人権同和学習会に併せチラシの配布 人権同和教育講座の中止に伴い、チラシの配布なし。	意識改革については難しい問題であるが、様々な機会をとらえ、男女共同参画社会の実現に向けて、啓発をしていく。	ア 市や男女共生ネットワークとの共催による推進 (ア)「災害時のトイレは命にかかわる」(県と共同開催) (イ)男女共同参画社会をめざす「市民フォーラム」 (ウ)人権・男女共生フェスティバル (11月28日(日)開催 参加者数:200人) イ 区など地域における人権同和学習会に併せチラシの配布	各種団体との連携により、男女共同参画社会形成の意識啓発を推進している。	人権同和課

第三次佐久市部落差別撤廃と人権擁護に関する総合計画

第2章 分野別人権問題

5 高齢者の人権に関すること

中項目	施策内容	令和2年度実績	令和3年度における課題・重点策等	令和3年度計画	計画期間(H29～)を通しての取組・特色	担当課
高齢者の人権に関すること (1)	安心して暮らせる地域づくりのため、関係機関・団体と連携を図り、「佐久市老人福祉計画・佐久市介護保険事業計画」の事業を推進します。	ア 認知症にやさしい地域づくりネットワーク運営委員会の開催 新型コロナウイルス感染症の影響により、書面開催1回 イ 佐久市地域包括ケア協議体の開催 市内生活圏域ごとに合計8回開催 (佐久平・浅間1回、岩村田・東2回、中込1回、野沢2回、 臼田1回、浅科・望月1回)	・新型コロナウイルスの影響により、中止や計画変更を余儀なくされている。 ・新型コロナウイルス感染防止対策の徹底をすると同時に、影響を受けにくい開催形態を検討していく必要がある。	ア 認知症にやさしい地域づくりネットワーク運営委員会の開催 イ 佐久市地域包括ケア協議体の開催	高齢者福祉・介護の側面から高齢者の人権に関する施策を継続して実施している。	高齢者福祉課
	高齢者の社会参加や社会に貢献する機会を推進するため、関係機関等と連携し、生涯学習、地域活動やスポーツ、レクリエーション活動の参加を支援します。	世代間交流学級の開催(年21回、各地区館) (一例)しめ縄づくり教室 地域の方を講師に迎え、お正月の飾りであるしめ縄を指導を受けながら実際に作った。 ※例年実施している小中学生を公民館に招いての公民館体験学習はすべて中止	・新型コロナウイルスの影響により、中止や計画変更を余儀なくされている。また、高齢者であることから、開催にあたっては特に慎重な判断が求められる。	世代間交流学級の開催(年42回、各地区館)	高齢者の社会参加や社会に貢献する機会を推進するため、世代間の交流の機会として、公民館体験学習を継続して実施している。	中央公民館
	高齢者大学などの生涯学習機会を提供し、高齢者自身の能力開発や話題づくりを支援します。	ア 高齢者大学(年10回、参加学生 153人) 新型コロナウイルス感染症の影響により、活動は原則半日とし、分散して開催した。「信濃路を歩いた山頭火」や「今ここで心豊かに生きる」等、各講師による講演、また創作実技として7つの班に分かれ活動を行った。例年実施している市内企業見学・芸術鑑賞等は中止とした。 イ 高齢者大学大学院(年6回、参加学生 19人) 新型コロナウイルス感染症の影響により、大学院単独での開講は見合わせ、上記高齢者大学と合同での講義部分を開催した。	・学生の固定化が課題となっていることから、名称の変更にとどまらず、引き続き新たな学生を受け入れやすくする方策を検討していく。 ・新型コロナウイルス感染防止対策の徹底をすると同時に、影響を受けにくい開催形態や日程としていく必要がある。	本学の名称について、生涯学習活動の機会を市民がより健康で、活力を持って集える場とするため、令和3年度より、名称を変更することとした。 ア 創練の森 市民大学(年18回、募集定員190人) イ 創練の森 市民大学大学院(年13回、募集定員25人)	高齢者自身の能力開発や話題づくりを支援するため、生涯学習の機会の提供を継続して実施している。	中央公民館
		ア 認知症サポーター養成講座の開催 開催回数:10回 サポーター人数:398名 イ お達者応援団育成塾の開催 基礎講座:新型コロナウイルス感染症の影響で中止 レベルアップ講座:年7回 受講生17人 延べ参加者数103人	・新型コロナウイルスの影響により、中止や計画変更を余儀なくされている。 ・新型コロナウイルス感染防止対策の徹底をすると同時に、影響を受けにくい開催形態を検討していく必要がある。	ア 認知症サポーター養成講座の開催 イ お達者応援団育成塾の開催	介護予防の支援人材の育成を継続して実施している。	高齢者福祉課
	高齢者に対する虐待の防止や成年後見制度の活用など、高齢者の権利擁護の推進を図ります。	ア 認知症予防相談・啓発事業 認知症講演会の開催(年1回・参加延べ人数42名) イ 高齢者虐待に対する啓発活動 ・窓口に虐待防止に関するチラシを配架 ・地域包括支援センターが、介護事業所を対象に虐待対応研修を開催(5回) ウ 権利擁護相談事業(4件)	・新型コロナウイルスの影響により、中止や計画変更を余儀なくされている。 ・新型コロナウイルス感染防止対策の徹底をすると同時に、影響を受けにくい開催形態を検討していく必要がある。	ア 認知症予防相談・啓発事業 認知症講演会の開催(年2回) イ 高齢者虐待に対する啓発活動 ウ 権利擁護相談事業(随時)	高齢者虐待に対する啓発活動として、民生児童委員協議会で啓発を実施している。 窓口にチラシを配架。介護事業所を対象に虐待対応研修を実施	高齢者福祉課

第三次佐久市部落差別撤廃と人権擁護に関する総合計画

第2章 分野別人権問題

6 外国人の人権に関すること

中項目	施策内容	令和2年度実績	令和3年度における課題・重点策等	令和3年度計画	計画期間(H29～)を通しての取組・特色	担当課
外国人の (1) 人権に関すること	国籍の違う市民の交流を積極的に推進し、市民一人ひとりがお互いの言葉や文化、生活習慣に対する理解を深めるための人権教育・啓発活動を推進し、多文化共生社会の実現を目指します。	国際交流サロン(全2回 延参加者数51人) ・12月20日(日)国際交流クリスマス会 ・2月28日(日)桃の節句の桜餅を作ろう	外国籍住民の参加割合を増やすため、周知方法や企画内容を検討する。	ア 第23回国際交流フェスティバルin佐久2021(全1回) イ 国際交流サロン(年5～6回程度) ウ モデル日本語教室(年12～16回) エ 日本語交流員養成講座(年5回)	多文化共生社会の実現を目指し、国際交流の推進に関する事業を継続して実施している。	移住交流推進課
	関係機関等と連携し、市内案内表示等の外国語併記、外国語による情報提供を推進します。	英語、繁体字表記(日本語併記)による観光パンフレットを佐久市内施設および近隣市町村へ配布。北陸新幹線沿線13市において繁体字版に加え英語版フェイスブックによる情報発信を行った。	大規模感染症の影響により、現段階においては外国人向けの誘客事業の効果が見込めないことから、過去の訪日客の行動分析を行うとともに、アフターコロナ後の誘客を見据えた情報発信を行う。	英語、繁体字表記(日本語併記)による観光パンフレットを佐久市内施設および近隣市町村へ配布。北陸新幹線沿線13市において繁体字版、英語版フェイスブックによる情報発信を継続して行う。	外国語表記による観光パンフレットの作成、情報発信を行った(H30～)	観光課
		外国籍住民向け生活ガイドブックの製本・配布	周知方法の検討	外国籍住民向け生活ガイドブックの修正・更新	外国籍住民向けガイドブックの作成、翻訳を実施した。(H30～)	移住交流推進課
	海外研修、国際理解教育を進め、国際感覚の豊かな人材の育成に努めます。	ふるさと創生人材育成事業(SNS子ども交流) 新型コロナウイルス感染症の影響により、相互に訪問しての交流が実施できないため、エストニア共和国サク市の子ども達とFacebookを活用した交流を実施。(市内の児童・生徒11人参加)	・新型コロナウイルス感染症の影響により中止を余儀なくされている。 ・SNS子ども交流は、活発な投稿となるよう検討する	ふるさと創生人材育成事業(中学生海外研修) ア モンゴル国: 一般家庭や遊牧民宅のゲルでのホームステイ、子ども交流会をととしてスフバートル区の子どもの相互理解を深め、国際的視野を広げる。 イ エストニア共和国: 一般家庭でのホームステイ、キャンプ地で現地学生との交流をととしてサク市の子どもたちとの相互理解を深め、国際的視野を広げる。 ※いずれも新型コロナウイルス感染症の影響により中止 ふるさと創生人材育成事業(子ども交流研修) ア モンゴル国ウランバートル市スフバートル区: 日本一般家庭でのホームステイ、中学校体験入学等をととして友好関係を深める。 ※実施の可否について協議中 イ エストニア共和国サク市: 日本一般家庭でのホームステイ、中学校体験入学等をととして友好関係を深める。 ※新型コロナウイルス感染症の影響により中止 ふるさと創生人材育成事業(SNS子ども交流) 市内の児童・生徒が、エストニア共和国サク市の子ども達とFacebookを活用し、自然や文化、学校生活についてなどを紹介・発信し、交流を深める。	国際感覚豊かな人材育成のため、中学生の国際交流事業を継続して実施している。	生涯学習課

7 インターネットによる人権侵害に関すること

中項目	施策内容	令和2年度実績	令和3年度における課題・重点策等	令和3年度計画	計画期間(H29～)を通じた取組・特色	担当課
(1) インターネットによる人権侵害に関すること	様々な学習、研修会等を通じて、人権尊重や差別解消の立場に立ったモラルあるインターネット利用の啓発に努めます。	ア 人権同和教育講座(市内4地区で8回、市内7地区を2つに分け隔年で実施) イ 小中学校における研修	コロナ禍で研修会が難しい場合は研修資料を配布する等に対応する。	ア 人権同和教育講座(市内4地区で8回、市内7地区を2つに分け隔年で実施) イ 小中学校における研修	人権同和教育講座、研修会を継続して実施している。	人権同和課
	インターネットを介した人権問題が発生した場合、関係機関等と連携し適切に対処をします。	ア インターネット上の人権問題について情報収集を実施した。 イ 県と市町村が連携した、インターネット上の人権侵害に係るモニタリング体制の構築の研究を実施した。(研究会は新型コロナウイルス感染症対策のため中止)	インターネット上の人権問題に関する情報等の監視を行うとともに、人権問題発生時には迅速に関係機関と連携し、対応する。	ア インターネット上の人権問題について情報収集に努め、人権問題が発生した場合、関係機関と連携し適切に対処する。 イ 県と連携したインターネット上の人権侵害に係るモニタリング体制の構築に向けた研究を引き続き進めていく。	県と連携したモニタリング体制の構築に向けた研究に取りかかった。(R元～)	人権同和課

8 様々な人権問題に関すること

中項目	施策内容	令和2年度実績	令和3年度における課題・重点策等	令和3年度計画	計画期間(H29～)を通じた取組・特色	担当課
(1) 様々な人権問題に関すること	様々な人権問題に関して、関係機関等と連携し、市民に正しい知識や情報の提供を行い、人権教育・啓発活動を推進します。	ア 人権同和教育講座(市内2講座×4地区会場、新型コロナウイルス感染症感染拡大防止のため中止) イ 地域での研修会(年9回、参加者数 727人) ウ コロナ差別に対する啓発 ・市ホームページ、広報紙「サクライフ」、FMさくだいらにて啓発 ・市長メッセージ、医療従事者等への応援メッセージ 動画を制作、市YouTubeチャンネルに公開 ・「シトラスリボンプロジェクト」の周知	コロナ差別に対する啓発を中心に、さまざまな人権問題に関して市民に正しい知識や情報の提供を引き続き実施していく。	ア 人権同和教育講座(市内4地区で8回、市内7地区を2つに分け隔年で実施) イ 地域での研修会 ウ コロナ差別に対する啓発	様々な人権問題に関して、人権同和教育講座、研修会を継続して実施している。	人権同和課

第三次佐久市部落差別撤廃と人権擁護に関する総合計画

第3章 人権同和教育・啓発の推進

1 就学前における人権同和教育

中項目	施策内容	令和2年度実績	令和3年度における課題・重点策等	令和3年度計画	計画期間(H29～)を通しての取組・特色	担当課
(1) 就学前における人権同和教育	保育所・幼稚園において、保護者等を対象に、人権同和教育問題を正しく理解するための各種研修会を開催し、知識の普及と人権意識の高揚を図ります。	新型コロナウイルス感染症により行事の実施を見送ったため、開催なし	人権同和の講演会を参観日に企画する。 保護者とともに職員間でも学習していく。	ア 保護者や職員を対象とした人権に関する講演会の実施(5園) イ 祖父母対象講演会の実施(1園)	保育所・幼稚園において、保護者等を対象にした人権同和研修を継続して実施している。	子育て支援課 人権同和課
	家庭と保育所・幼稚園・地域が一体となって、子どもの「思いやりの心」を育てます。	ア 地域の老人福祉施設の訪問(1園) イ 地域の老人会との交流(0園) ウ 地域の住職の講話や座禅(4園) ・地域の方と一緒に読み聞かせや講話などを聞く機会を設けた。 ・世代間交流が体験できる機会を意図的に計画していくよう努めた。	地域の方と一緒に読み聞かせや講話などを聞く機会を設ける。 地域の行事に参加する。 世代間交流が体験できる機会を意図的に計画していくよう努める。	ア 地域の老人福祉施設の訪問(11園) イ 地域の老人会との交流(11園) ウ 地域の住職の講話や座禅(8園)	子どもの「思いやりの心」を育てるため、地域住民との交流事業を継続して実施している。	子育て支援課

2 学校における人権同和教育

中項目	施策内容	令和2年度実績	令和3年度における課題・重点策等	令和3年度計画	計画期間(H29～)を通しての取組・特色	担当課
(1) 学校における人権同和教育	人権同和教育の効果が一時的なものにならないように、児童生徒の状況を把握しながら、全ての学校教育活動を通じた指導や副読本の継続的な活用を推進します。	ア 道徳の授業だけではなく、総合的な学習の時間や特別活動においても、人権同和の学習を実践。 (ア)副読本「あけぼの」活用 (イ)望月解放子ども会からの「いのちの駅伝メッセージ」を受け学習 イ 人権同和教育実践資料の作成 ウ 人権同和教育推進員による教職員研修(年1回)	児童生徒への人権同和教育の機会を確保するとともに、同和教育への具体的な取り組み方法等の研修会を充実させ、教員の指導力の向上を図る。	ア 道徳の授業だけではなく、総合的な学習の時間や特別活動においても、人権同和の学習機会をもつ。 (ア)副読本「あけぼの」活用 (「あけぼの中学生版」の改訂内容について理事者、教育委員会出席の研修を実施) (イ)望月解放子ども会からの「いのちの駅伝メッセージ」を受け学習 イ 人権同和教育実践資料の作成 ウ 人権同和教育推進員による教職員研修(外部講師)	総合的な学習の時間や特別活動においても副読本等を用いた人権同和学習を実践している。 人権同和教育推進員による教職員研修を実施した。(R2～)	人権同和課
		道徳の授業だけではなく、総合的な学習の時間や特別活動においても、人権同和の学習を実践 ・副読本「あけぼの」活用	学習の時間の確保や副読本の継続的な活用で効果的な人権同和教育を実施する。	道徳の授業だけではなく、総合的な学習の時間や特別活動においても、人権同和の学習機会をもつ。 ・副読本「あけぼの」活用	各校での情報交換等を通じて、効果的な人権同和教育の指導につながるよう取り組んでいる。	学校教育課
	教職員において、社会的立場を自覚し、人権同和教育問題を自らの課題として捉え、人権同和教育問題に対する認識を深め、指導力や資質の向上に努めます。	佐久市教育委員会より、補助執行事務として人権同和課が実施 ア 新任・転入教職員研修会の開催(年2回、新型コロナウイルス感染症感染拡大防止のため中止) イ 教職員人権同和教育研修会の開催(年1回、新型コロナウイルス感染症感染拡大防止のため中止としたため各校へ資料を配布、学校毎に研修を実施) (ア)同和教育実践発表(新型コロナウイルス感染症感染拡大防止のため中止)	同和教育への具体的な取り組み方法等の研修会を充実させ、教員の指導力の向上を図る。	佐久市教育委員会より、補助執行事務として人権同和課が実施 ア 新任・転入教職員研修会の開催(年2回・オンライン研修導入) イ 教職員人権同和教育研修会の開催(年1回・オンライン研修導入) (ア)同和教育実践発表(小中各1校) 市内公立・私立小中高のすべての学校に対し周知し、参加者の増加を図る。	教職員の資質の向上のため、教職員向けの研修を継続して実施している。	学校教育課 人権同和課
	人権同和教育の公開授業や研修会の充実に努めるとともに、保護者への研修機会を拡充するなど、学校・家庭・地域が一体となった人権教育・啓発活動を推進します。	人権同和教育を視点にした週間を設け、その中に参観日を設けることで、PTAも参加できるような学習や啓発活動を実施した。 市内小中学校において、PTA人権同和教育研修会を開催(市内24校、参加者数 7,289人)	家庭や地域と一体となった人権教育・啓発のための機会を継続して設ける。 学校・家庭・地域が一体となった人権同和教育・啓発活動のため保護者への研修会を継続して実施する。	人権同和教育を視点にした週間を設け、その中に参観日を設けることで、PTAも参加できるような学習や啓発活動を実施する。 PTA人権同和教育研修会の開催(市内24校)	保護者に対する人権同和教育研修を継続して実施している。	学校教育課 人権同和課

第三次佐久市部落差別撤廃と人権擁護に関する総合計画

第3章 人権同和教育・啓発の推進

3 企業における人権同和教育

中項目	施策内容	令和2年度実績	令和3年度における課題・重点策等	令和3年度計画	計画期間(H29～)を通しての取組・特色	担当課
(1) 企業における人権同和教育	企業での公正採用と就職差別の撤廃に向けて、関係機関との連携による取組を促進します。	佐久市企業人権同和教育推進連絡協議会に加盟する126社へ、佐久公共職業安定所、長野県東信労政事務所が主催する研修会への参加を依頼した。	研修会への参加を各企業に呼び掛ける。	佐久市企業人権同和教育推進連絡協議会に加盟する企業に対し、長野県東信労政事務所等が主催する研修会への参加依頼を行っていく。	各関係機関と連携し、公正採用に関する研修会の通知をしている。	人権同和課
		ア 人権同和課や関係機関と連携を図り、公正採用に向けた啓発の実施(年1回) イ 啓発資料の配布(年1回)	市内企業が参加する就職面接会等で啓発資料を配布する	ア 人権同和課や関係機関と連携を図りながら公正採用に向けた啓発の実施 イ 啓発資料配布 ウ ハローワークと共催で開催の高校生求人を募集する企業対象の説明会で、公正採用についての啓発を実施(4月実施予定)	公正採用に向けた啓発を継続して実施している。	商工振興課
	人権啓発資料の配布やビデオ等の貸出しによる啓発活動の充実を図ります。	ア 佐久市企業人権同和教育推進連絡協議会加盟企業126社へ人権啓発資料の配布 イ 人権啓発ビデオ、DVDの貸出し ウ 市内小学5年生から募集した人権啓発標語の優秀作品を短冊ポスターとして各加盟企業、市内小中学校、公共施設に配布 エ 佐久市企業人権同和教育推進連絡協議会のPRとして「クリアファイル」を市民や企業に配布	引き続き加盟企業内で人権教育が取り込まれるよう、ビデオ等の貸出しやPR活動を行い、理解を深めてもらう。	ア 佐久市企業人権同和教育推進連絡協議会加盟企業へ人権啓発資料の配布 イ 人権啓発ビデオ、DVDの貸出し ウ 市内小学5年生から募集し、人権啓発標語の優秀作品を短冊ポスターとして各加盟企業、市内小中学校、公共施設に配布 エ 佐久市企業人権同和教育推進連絡協議会の活動の人権・男女共生フェスティバル等でPRし、人権について市民に広く周知する。	資料の配布や貸し出しによる啓発活動を継続して実施している。	人権同和課
	関係機関と連携し、より多くの学習機会の確保に努め、企業における人権教育・啓発活動の推進を図ります。	ア 佐久市企業人権同和教育推進連絡協議会主催による研修会を開催(年2回、新型コロナウイルス感染症感染拡大防止のため中止) イ 佐久地区企業人権同和教育推進連絡協議会主催による研修会に参加(年1回、参加者数 19人)	研修会への参加を各企業に呼び掛ける。	ア 佐久市企業人権同和教育研修会(年2回) イ 佐久地区企業人権同和教育推進連絡協議会主催による研修会(年1回)	各関係機関と連携し、研修会の機会を継続して設けている。	人権同和課
	人権同和課と連携を図りながら人権同和教育の推進に向けた学習機会の検討。	佐久職業安定協会等で実施する事業等で啓発活動の推進について検討する。	人権同和課や関係機関と連携を図りながら学習機会を設け、人権同和教育の推進に努める。(年1回)		商工振興課	

4 地域における人権同和教育

中項目	施策内容	令和2年度実績	令和3年度における課題・重点策等	令和3年度計画	計画期間(H29～)を通しての取組・特色	担当課
(1) 地域における人権同和教育	市民一人ひとりが人権同和教育問題を正しく理解するため、人権同和教育講座などの地域を中心とした研修の機会と充実を図ります。	ア 人権同和教育講座(市内2講座×4地区会場、新型コロナウイルス感染症感染拡大防止のため中止) イ 地域での研修会(年9回、参加者数 727人)	コロナ禍で研修会が難しい場合は研修資料を配布する等に対応する。	ア 人権同和教育講座(市内4地区で8回、市内7地区を2つに分け隔年で実施) イ 地域での研修会	各地域での人権同和教育講座などの研修会を継続して実施している。	人権同和課
	人権週間の取組を始め、様々な人権に関わる知識や情報の周知に努めます。	ア 公民館報に毎月「人権シリーズ」を掲載 イ 市広報紙「サクライフ」及び回覧文書にて人権なんでも相談所及び特設相談所の周知	人権にかかわる知識や情報を引き続き周知していく。	ア 公民館報に毎月「人権シリーズ」を掲載 イ 市広報紙「サクライフ」及び回覧文書にて人権なんでも相談所及び特設相談所の周知	人権にかかわる情報や知識の周知を継続して実施している。	人権同和課
	人権侵害は正しい学習と理解により、なくすことができることを誰もが自覚し、人権侵害をなくしていくための学習機会を提供します。	ア 人権・男女共生フェスティバル(年1回、新型コロナウイルス感染症感染拡大防止のため中止) イ 人権同和教育講座(市内2講座×4地区会場、新型コロナウイルス感染症感染拡大防止のため中止) ウ 地域での研修会(年9回、参加者数 727人)	コロナ禍で研修会が難しい場合は研修資料を配布する等に対応する。	ア 人権・男女共生フェスティバル(11月28日(日)開催 参加者数:200人) イ 人権同和教育講座(市内4地区で8回、市内7地区を2つに分け隔年で実施) ウ 地域での研修会	人権侵害をなくしていくための学習機会として、人権・男女共生フェスティバルや各地域における研修会を継続して実施している。	人権同和課

第三次佐久市部落差別撤廃と人権擁護に関する総合計画

第4章 人権擁護の確立と推進

1 個人情報保護

中項目	施策内容	令和2年度実績	令和3年度における課題・重点策等	令和3年度計画	計画期間(H29～)を通じた取組・特色	担当課
本人通知(1)制度について	本人通知制度の実施	要綱の規定に基づき、委任状により代理人に交付した事実を本人に通知した年間件数 1,247件 内訳 本庁(浅間、野沢、中込、東出張所含む) 956件、臼田支所 149件、浅科支所 54件、望月支所(春日出張所含む) 88件 代理人の内訳 一般 879件、司法書士 71件、行政書士 41件、会社法人 234件、弁護士 3件、行政 4件、その他 15件 通知送付後問い合わせ件数 9件 開示請求 0件	住民票の写し等の不正請求又は不正取得による個人の権利侵害の抑止及び防止を図ることを目的として、本人通知制度を継続して実施する。	佐久市住民票の写し等の交付に係る本人通知及び本人告知に関する要綱(平成26年佐久市告示第49号)の規定に基づき、佐久市に住所のある者の住民票の写しや佐久市に本籍のある者の戸籍謄抄本等を本人の委任状により、代理人に交付した場合、その交付した事実を本人に通知する。	要綱に基づき、本人通知制度を継続して実施している。	市民課
本人告知(2)制度について	本人告知制度の実施	実績 0件	住民票の写し等の不正請求又は不正取得による個人の権利侵害の抑止及び防止を図ることを目的として、本人告知制度を継続して実施する。	佐久市住民票の写し等の交付に係る本人通知及び本人告知に関する要綱(平成26年佐久市告示第49号)の規定に基づき、住民票の写しや戸籍謄抄本等が法令等に基づく第三者に不正取得されたことが明らかになった場合、不正に取得された事実を本人に告知する。	本人告知制度:H29～R2実績なし	市民課
個人情報の保護	今後も個人情報の保護に関する法令・例規を遵守し、市が保有する個人情報の保護に努めます。	佐久市個人情報保護条例に基づき、各課等で保有個人情報事務取扱簿を整備	佐久市個人情報保護条例の適正な運用を図るため、各課等に対し、定期的に保有個人情報事務取扱簿の整備及び適正管理を促すとともに、現況を報告させる。	佐久市個人情報保護条例に基づき、各課等で保有個人情報事務取扱簿を整備	佐久市個人情報保護条例に基づき、保有個人情報事務取扱簿を整備している	総務課
	地方公務員法に定められている守秘義務の遵守はもとより、人権侵害につながる身元調査・問い合わせ等に対する的確な対応ができるよう、職員の資質向上に努めます。	職員人権同和教育研修会 新型コロナウイルスの感染拡大により中止	職員の資質向上のために研修を継続して実施する	職員人権同和教育研修会を実施(年1回 全職員対象)	職員の資質向上のため、全職員を対象に人権同和研修を実施している。	総務課

2 人権侵害の救済と擁護

中項目	施策内容	令和2年度実績	令和3年度における課題・重点策等	令和3年度計画	計画期間(H29～)を通じた取組・特色	担当課
人権侵害(1)の救済と擁護	各関係機関と連携し、人権教育・啓発活動を推進するとともに、差別を受けた人への救済対策と人権擁護に努めます。	ア 関係機関と連携し、情報の共有を図った。 ・長野地方務局佐久支局 ・佐久人権擁護委員協議会 ・長野県犯罪被害者支援センター ・東信教育事務所	人権侵害への救済対策と人権擁護のため、各関係機関と連携し、情報の共有を図る。	ア 関係機関と連携し、情報の共有を図る。 ・長野地方務局佐久支局 ・佐久人権擁護委員協議会 ・長野県犯罪被害者支援センター ・東信教育事務所	人権侵害への救済対策と人権擁護のため、各関係機関と連携し、情報の共有をしている。	人権同和課

3 人権相談体制の充実

中項目	施策内容	令和2年度実績	令和3年度における課題・重点策等	令和3年度計画	計画期間(H29～)を通じた取組・特色	担当課
人権相談体制の充実(1)	各隣保館における人権相談や人権擁護委員による人権相談所など、各専門機関と連携を図り、人権相談体制の充実を図ります。	ア 各隣保館における人権相談、人権擁護委員による人権相談所の開設を隣保館だより、有線放送やチラシ配布などにより周知し、相談事業を実施した。(年間相談件数392件) イ 相談内容に応じ、各専門機関と連携を図り対応 ウ 部落解放同盟佐久市協議会への補助事業として、部落問題に特化した総合相談員の設置における相談体制の充実	部落差別解消推進法に基づき相談体制の充実を図る。	ア 各隣保館における人権相談、人権擁護委員による人権相談所の周知、相談対応 イ 相談内容に応じ、各専門機関と連携を図り対応 ウ 部落解放同盟佐久市協議会への補助事業として、部落問題に特化した総合相談員の設置における相談体制の継続	各隣保館や人権擁護委員などの人権相談を継続して実施している。 同和問題に特化した総合相談事業を実施した。(R元～)	人権同和課

4 佐久市部落差別撤廃と人権擁護に関する総合計画の推進体制の強化

中項目	施策内容	令和2年度実績	令和3年度における課題・重点策等	令和3年度計画	計画期間(H29～)を通じた取組・特色	担当課
(1) 佐久市部落差別撤廃と人権擁護に関する総合計画の推進体制の強化	全庁的な推進体制を充実し、関係機関・団体の協力・連携により、総合的かつ計画的にあらゆる差別の解消を図り、市民一人ひとりが人権を尊重する明るいまちづくりを推進します。	ア 佐久市部落差別撤廃人権擁護審議会(年2回) イ 佐久市中央隣保館運営委員会(年1回) ウ 浅科人権文化センター運営委員会(年1回) エ 望月人権文化センター運営委員会(年1回) オ 佐久市人権同和教育推進協議会(年1回) カ 佐久市部落差別撤廃人権擁護委員研修会(年1回) (イ、ウ、エ、カは新型コロナウイルス感染症防止対策で中止)	令和2年度に実施した「同和地区生活実態調査」、「人権問題に関する市民意識調査」を基に今後の人権教育・啓発活動の課題を明らかにし第四次総合計画策定に活かす。	ア 佐久市部落差別撤廃人権擁護審議会(年3回) イ 佐久市中央隣保館運営委員会(年1回) ウ 浅科人権文化センター運営委員会(年1回) エ 望月人権文化センター運営委員会(年1回) オ 佐久市人権同和教育推進協議会(年1回) カ 佐久市部落差別撤廃人権擁護委員研修会(年2回)	庁内及び関係機関との連携を図り、各種委員会を継続して実施している。	人権同和課

第三次佐久市部落差別撤廃と人権擁護に関する総合計画

第4章 人権擁護の確立と推進

5 佐久市部落差別撤廃と人権擁護に関する総合計画の期間内達成目標

中項目	目標値(令和3年度)	令和2年度 実績	課題・重点策等	令和3年度 計画	計画期間(H29～)の実績	担当課
(1) 同和問題に関すること	隣保館事業 延参加者数:6,000人/年	隣保館事業 延参加者数:3,845人/年 (令和元年度 5,049人/年)	地域の実態に即した内容にし、多くの地域住民が気軽に参加できる事業を検討する。 新型コロナウイルス感染防止対策のため、目標の延参加者数を令和2年度実績と同等とした。	隣保館事業 延参加者数:3,800人/年	H29: 5,777人 H30: 5,396人 R元: 5,049人 R2: 3,845人	人権同和課
(2) 子どもの人権に関すること	「いじめの現況」のうち「現在解決した件数の割合」 98%以上	いじめの認知件数 118件 (令和元年度 125件) その内、解消済みなもの 104件 (88%) (令和元年度 123件 98%)	課題:いじめ認知の理解が浸透したことで、認知件数推移を過去と単純比較は難しい面がある。 重点策:いじめ解決は早期認知・対応が必須である。いじめに関する情報を校内以外からも共有・聴取できる相談体制(スクールメンタルアドバイザー・コスモス相談)を継続する。	「いじめの現況」のうち「現在解決した件数の割合」 98%以上	H29: 92% H30: 98% R元: 98% R2: 88%	学校教育課
(3) 障がい者の人権に関すること	佐久市社会福祉大会における講演会の開催 参加者数:400人	佐久市社会福祉大会における講演会の開催 新型コロナウイルス感染症の影響により中止 (参加者数 平成30年度 318人)	新型コロナウイルス感染防止対策のため、目標の参加者数を下方修正した。	佐久市社会福祉大会における講演会の開催 参加者数:200人	H29: 371人 H30: 318人 R元: 中止 R2: 中止	福祉課
(4) 女性の人権に関すること	DV被害にあったとき、市に相談窓口があることを知っている市民の割合 (市民フォーラム調査) 72%(平成27年)→85%(平成33年)	DV被害にあったとき、市に相談窓口があることを知っている市民の割合 (令和2年度男女共同参画社会に関する市民意識調査) 53% (令和元年度市民フォーラム調査) 73% (平成30年度市民フォーラム調査) 77%	指標の基準が異なるため、単純な比較は適当ではないが、市に相談窓口があることを知っている市民の割合は低いため、周知方法等について検討していく必要がある。	DV被害にあったとき、市に相談窓口があることを知っている市民の割合 (市民フォーラム調査) 85%	H29: 79% H30: 77% R元: 73% R2: 53%	人権同和課
(5) 高齢者の人権に関すること	認知症サポーター養成講座 延受講者数:1,310人/年	認知症サポーター養成講座の開催 延受講者数:398人/年 (令和元年度810人/年)	新型コロナウイルス感染防止対策のため、事業回数の減少により目標の延参加者数を下方修正した。	認知症サポーター養成講座の開催 延受講者数:1,000人/年	H29: 1,070人 H30: 1,305人 R元: 810人 R2: 398人	高齢者福祉課
	高齢者大学・大学院の開催 参加者数:200人	高齢者大学・大学院の開催 参加者数:172人	新たな学生を受け入れやすくする。 新型コロナウイルスの影響を受けにくい開催形態や日程としていく必要がある。	高齢者大学・大学院の開催 参加者数:200人	H29: 185人 H30: 191人 R元: 201人 R2: 172人	中央公民館
(6) 外国人の人権に関すること	国際交流フェスティバル 参加者数:3,300人	国際交流フェスティバル開催中止(令和元年度2,800人)	新型コロナウイルス感染防止対策のため、会場人数制限等により目標の参加者数を下方修正した。	国際交流フェスティバル 参加者数:2,800人	H29: 2,900人 H30: 3,300人 R元: 2,800人 R2: 中止	移住交流推進課
	国際交流サロン 延参加者数:340人/年	国際交流サロン 延参加者数:51人/年(令和元年度211人)	新型コロナウイルス感染防止対策のため、事業回数の減少により目標の延参加者数を下方修正した。	国際交流サロン 延参加者数:170人	H29: 385人 H30: 338人 R元: 211人 R2: 51人	移住交流推進課
(7) 就学前・学校・企業・地域における人権同和教育	人権同和教育研修会・学習会 延参加者数:11,600人/年	人権同和教育研修会・学習会 延参加者数:8,667人/年 (令和元年度 9,731人/年)	研修会・学習会の内容及び周知の方法について検討する。	人権同和教育研修会・学習会 延参加者数:11,600人/年	H29: 10,417人 H30: 8,700人 R元: 9,731人 R2: 8,667人	人権同和課
	人権の花運動(市内小学校) 実施校数:2校	人権の花運動(市内小学校) 実施校数:1校 望月小学校(90人)	令和2年度は新型コロナウイルス感染症の影響により、1校が実施出来なかったため、令和3年度に改めて取り組むこととなった。	人権の花運動(市内小学校) 実施校数:2校 泉小学校(30人)、岩村田小学校(80人)	H29: 3校 H30: 3校 R元: 2校 R2: 1校	人権同和課

(必要に応じ随時目標設定する)

「第四次佐久市部落差別撤廃と人権擁護に関する総合計画」策定スケジュール

令和3年度												令和4年度	
4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	
	人権啓発推進本部幹事会①	人権啓発推進本部会議① 部落差別撤廃人権擁護審議会①（諮問）	パブリックコメント①（骨子案）	人権擁護推進本部幹事会②	人権啓発推進本部会議②	部落差別撤廃人権擁護審議会②	パブリックコメント②（素案）	人権擁護推進本部幹事会③	人権啓発推進本部会議③	部落差別撤廃人権擁護審議会③（答申）	冊子作成	冊子完成	関係機関へ配布・公表
<p>骨子案 → 素案 → 案 → 決定 → 印刷</p>													

佐久市型情報公開（市民意見公募）

第四次佐久市部落差別撤廃と
人権擁護に関する総合計画
骨子（案）

佐久市

計画の基本的な考え方

1 計画策定の趣旨

佐久市では、平成17年度に部落差別をはじめ、あらゆる差別のない明るいまちづくりを目指し「佐久市部落差別撤廃と人権擁護に関する条例」（以下、条例という）を制定するとともに、すべての市民の人権が保障され、たくましく心豊かで人間性ある佐久市を築くため「部落解放都市宣言」を行いました。

そして、平成19年度に「佐久市部落差別撤廃と人権擁護に関する総合計画」を策定し、「第三次佐久市部落差別撤廃と人権擁護に関する総合計画」まで引き続き、人権尊重社会の実現に向け、各種事業に取り組んできました。

この間、国においては、現在もなお部落差別が存在していることを踏まえて、平成28年に「部落差別の解消の推進に関する法律」が施行され、部落差別の解消に向けた国や地方公共団体の責務が示されました。

佐久市では令和2年度に「佐久市人権問題に関する市民意識調査」（以下、「市民意識調査」という）と「同和地区生活実態調査」（以下、「生活実態調査」という）を実施しました。その結果から、人権問題への関心や人権尊重の意識が、市民の間で高まってきていることが伺えるものの、一方で、今なお差別意識が存在していることと、同和地区が生活環境や経済面で厳しい状況にあることが明らかとなりました。

また、SNSなどを利用したインターネット上での誹謗中傷や、新型コロナウイルス感染症に関連した人権侵害など、社会情勢の変化に伴い新たな人権問題の発生が課題となっています。

こうした社会環境の変化や、「第三次佐久市部落差別撤廃と人権擁護に関する総合計画」まで推進してきた取組及び令和2年度に実施した各調査から見えてきた課題をふまえ、市民一人ひとりの人権に対する正しい認識とさらなる理解の定着を図り、あらゆる差別のない、尊重され支えあう社会の形成を目指して「第四次佐久市部落差別撤廃と人権擁護に関する総合計画」を策定します。

2 計画の位置付け

- (1) 本計画は、「日本国憲法」、「世界人権宣言」及び平成28年に施行された人権三法(※1)をはじめとする差別の解消を目的とした法令の基本理念にのっとり、条例第4条に基づいて、あらゆる差別の撤廃と人権擁護等の施策推進に関する基本的な施策を定めるものです。

(※1) 平成28年に施行された、差別を解消することを目的とする3つの法律「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」「部落差別の解消の推進に関する法律」の総称。

- (2) 本計画は、条例の趣旨にのっとり、すべての市民が相互に基本的人権を尊重し合い、あらゆる差別をなくすための施策に協力して取り組むとともに、市及び教育機関・企業・団体・地域等社会全体で取り組んでいくための計画です。
- (3) 本計画は、「第三次佐久市部落差別撤廃と人権擁護に関する総合計画」に基づき推進してきた取組と、社会環境の変化や新たな課題を踏まえて定めるものです。
- (4) 本計画は、「第二次佐久市総合計画」に定めた人権尊重社会の実現に向け、施策を推進するための計画です。

3 計画の基本目標・主要施策

基本目標	主要施策
人権尊重社会の実現	人権教育・啓発の推進 人権擁護の確立と推進

4 計画の期間

本計画の期間は、令和4年度から令和8年度までの5年間とします。

なお、社会情勢や地域社会の変化などをふまえて、必要に応じて計画の見直しを行います。

5 SDGsの観点を意識した取組の推進

持続可能な開発目標（SDGs）は、平成27年の国連サミットで採択された国際社会全体が経済・社会・環境の諸問題解決に向けて取り組む17の目標です。「誰一人取り残さない社会」の実現を目指し、人権尊重の重要性を強調したものとなっています。

本計画においても、各種施策においてSDGsの観点を意識した取組を推進することで、持続可能なまちづくりと、人権尊重社会の実現を図ります。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



SDGs(エス・ディー・ジーズ)の17の目標

佐久市の分野別人権問題における現状と課題

1 同和問題（部落差別）に関すること

同和問題（部落差別）は、日本社会の歴史的過程で形づくられた身分差別により、日本国民の一部の人々が長い間、経済的、社会的、文化的に低い状態におかれることを強いられ、日常生活の上でいろいろな差別を受けるなど、我が国固有の重大な人権問題であり、今なお差別事象が発生しています。

市民意識調査の「関心がある人権問題」の質問に対し、36.8%の方が「同和問題（部落差別）」をあげています。また、「同和問題（部落差別）に関することがらで、現在、どのような人権問題が起きていると思いますか」の質問に対しては、「結婚問題で周囲が反対すること」、「身元を調査すること」の回答の割合が高い結果となりました。

同和地区出身の方と結婚すると仮定した設問では、過去の調査と比較して減少傾向にはあるものの、未だに差別意識が残っていることが明らかとなりました。

さらに、生活実態調査の結果からは、生活環境や経済面で同和地区住民が厳しい状況に置かれている実態が伺えます。

また、近年では、インターネット上への差別的な書き込みなど、情報化の進展に伴い同和問題に関する状況にも変化が生じています。

平成28年に施行された「部落差別の解消の推進に関する法律」において、地方公共団体の責務として規定されており、相談体制の充実や教育・啓発の推進をはじめとした地域の実情に応じた部落差別を解消するための施策への取り組みが必要です。

（別冊「市民意識調査」 7, 30, 33, 58, 61 頁、別冊「同和地区生活実態調査」参照）

2 子どもの人権に関すること

国際条約やさまざまな国内法令において、子どもにも大人と同様の権利が認められるとともに、成長過程に応じて必要な配慮などの子どもならではの権利も定められています。しかし、児童虐待やいじめ、体罰など、家庭や学校においてさまざまな人権問題が発生しています。

市民意識調査の「関心がある人権問題」の質問に対し、53.0%の方が「子どもの人権」をあげています。また、「子どもに関することがらで、現在、どのような人権問題が起きていると思いますか」の質問に対しては、「保護者による子どもへの暴力や育児の放棄などの虐待」や「いじめ」に関する回答の割合が高い結果となりました。

特に「インターネットを使ってのいじめ」と回答した割合が、前回調査と比較して大きく増加しており、情報化の進展が、子どもたちを取り巻く環境にも影響を与えていることが分かります。

家庭・学校・地域が一丸となって、子ども一人ひとりの人権の尊重に取り組むとともに、子どもたち自身がお互いを尊重しあえる人権意識を養っていくことが必要です。

(別冊「市民意識調査」 7, 15, 18 頁参照)

3 障がい者の人権に関すること

障がい者が地域で生き生きと明るく豊かに暮らしていくためには、障がいの有無によって分け隔てられることなく、お互いに尊重し、その権利が守られなければならないなりません。しかし、障がいを理由とした不当な差別や、様々な社会的障壁によって、障がい者の自立と社会参加が阻まれています。

市民意識調査の「関心がある人権問題」の質問に対し、61.7%の方が「障がいのある人の人権」をあげており、調査実施時に社会問題として注目を集めていた「新型コロナウイルス感染症に関連した人権侵害」に次いで高い関心を集めています。また、「障がいのある人に関することがらで、現在、どのような人権問題が起きていると思いますか」の質問に対しては、「就職や仕事において不利な取扱いを受けること」や「収入が少なく、経済的に自立出来ないこと」の割合が高い結果となりました。

過去の調査から同様の傾向が続いており、障がいのある人の経済状況に課題があると広く認識されている一方で、改善に結びついていかない厳しい現状が伺えます。

平成28年に施行された「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」に基づき、市民一人ひとりが、障がいの種類やその程度に応じて適切な配慮は人それぞれ異なることへの理解を深め、障がいを理由とする差別の解消に向けた取り組みが必要です。

(別冊「市民意識調査」 7, 25, 28 頁参照)

4 女性の人権に関すること

男女平等の理念は、日本国憲法にも明記されており、男女はその性別に関わらず、互いに平等で尊重されるべきものです。しかし、今なお男女の役割を固定的に捉える意識が根強く残っており、家事・育児等の負担を強いることや、セクシュアル・ハラスメント、ドメスティック・バイオレンスなどの性別に関わる人権侵害によって、社会のあらゆる分野において女性が参画する機会が阻まれています。

市民意識調査の「関心がある人権問題」の質問に対し、56.6%の方が「女性の人権」をあげています。また、「女性に関することがらで、現在、どのような人権問題が起きていると思いますか」の質問に対しては、「結婚・出産などにより女性が仕事を続けにくい社会環境」や「職場における差別待遇」の割合が、過去の調査と比較して減少傾向にはあるものの、依然として高い結果となりました。

また、「セクシュアル・ハラスメント」や「マタニティ・ハラスメント」、「配偶者や交際相手からの暴力」の性別に関わる人権侵害について回答した割合が、いずれも過去の調査と比較して増加しており、男女平等意識の啓発を図るとともに、女性に対する差別的言動や暴力の根絶に向けた取り組みが必要です。

(別冊「市民意識調査」 7, 10, 13 頁参照)

5 高齢者の人権に関すること

人権は生涯にわたり保障されるものであり、年齢による身体的・精神的機能の低下など的高齢者の特性によって差別されることがあってはなりません。しかし、それらの特性に対する偏見によってのけ者にすることや、家族や介護者からの虐待、悪質商法・特殊詐欺等の被害によって財産権が侵害されることなどの人権問題が、高齢者に多く発生しています。

市民意識調査の「関心がある人権問題」の質問に対し、41.9%の方が「高齢者の人権」をあげています。また、「高齢者に関することがらで、現在、どのような人権問題が起きていると思いますか」の質問に対しては、「詐欺や悪徳商法の被害が多いこと」の割合が、最も高く、「収入が少なく、経済的に自立できないこと」、「家族や介護者から身体的、心理的等の虐待があること」が続いています。

過去の調査と比較すると、「詐欺・悪徳商法」や「家族からの虐待」についての割合が増加しており、少子高齢化や核家族化の進展によって、高齢者のみで生活する世帯の増加や、それに伴う家族の介護力の変化が影響していると考えられます。高齢者の誰もが住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができる社会の実現のため、年齢に関わらず一人ひとりが尊重される社会づくりが必要です。

(別冊「市民意識調査」 7, 20, 23 頁参照)

6 外国人の人権に関すること

日本に在住する外国人の増加に伴い、外国人と日本人とがともに地域に暮らす住民として、互いの文化や生活習慣を認め、尊重しあう社会づくりが求められています。しかし、言語や文化・生活習慣の違いから生じる誤解や偏見から、外国人を排斥しようとする差別的言動が、いわゆるヘイトスピーチとして社会問題となっています。

市民意識調査の「関心がある人権問題」の質問に対し、28.0%の方が「外国人の人権」をあげています。また、「外国人に関することがらで、現在、どのような人権問題が起きていると思いますか」の質問に対しては、「職場における差別待遇」や「生活に必要な情報が十分手に入れないこと」の割合が高く、仕事や生活の場面で苦しい状況に

置かれていることが伺える結果となりました。

しかし、「外国人の人権が尊重されている社会だと思いますか」の質問に対し、「そう思わない」、「どちらかといえばそう思わない」と回答した人に限ると「地域社会での受け入れが十分でないこと」と回答した割合が一番高いことがわかります。

平成28年に施行された「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取り組みの推進に関する法律」に基づき、より広い価値観や考え方を身につけ、多様な文化を理解し、尊重することで差別をなくしていく取り組みが必要です。

(別冊「市民意識調査」 7, 35, 38 頁参照)

7 インターネットによる人権侵害に関すること

インターネットの普及により、私たちの生活は飛躍的に便利になりました。一方で、SNS などでの特定の個人を対象とした誹謗中傷や、同和問題、障がい者、外国人等に関する差別的な表現の書き込みなど、インターネットを悪用した人権侵害が大きな問題となっています。

市民意識調査の「関心がある人権問題」の質問に対し、54.9%の方が「インターネットによる人権侵害」をあげています。

インターネット上で発信された情報は世界中に公開されますが、発信した人の顔が見えないため、その特性を悪用した人権侵害が発生しやすく、市民意識調査の「見聞きしたことがあるインターネットを悪用した人権侵害事例」の質問に対する回答においても、女性、外国人、性的マイノリティ、障がい者など、様々な属性の方に対しての誹謗中傷が認識されています。また、子どもについても、インターネットを利用したいじめが人権問題として認識されており、あらゆる年代と属性とに幅広く共通した課題となっています。

インターネットを利用するときでも、直接人と接するときと同じようにルールやモラルを守り、相手の人権を尊重し、加害者にも被害者にもならないようにするための人権教育・啓発が必要です。

(別冊「市民意識調査」 7, 80 頁参照)

8 様々な人権問題に関すること

様々なことがらにおいて、誤った知識、理解の不足や偏見などによる差別などの人権問題が発生しています。社会全体で問題意識を共有し、一体となって解消に向けた取組を推進する必要があります。

- 世界的に流行した新型コロナウイルス感染症に関連して、感染者や医療従事者等に対する誹謗中傷や差別などの人権侵害が問題となっています。
- 犯罪被害者やその家族が、興味本位のうわさや心ない中傷などにより、名誉を傷つけられたり、私生活の平穏を害されたりする人権問題が発生しています。
- エイズ（後天性免疫不全症候群）及び HIV（ヒト免疫不全ウイルス）や、ハンセン病等の感染症に対する知識や理解の不足から、社会生活のさまざまな場面で感染者や回復者に対する差別や、プライバシー侵害などの人権問題が発生しています。
- 「拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する法律」により、拉致問題の解決を始めとする北朝鮮当局による人権侵害問題への対処が、国際社会を挙げて取り組むべき課題とされています。
- 刑を終えて出所した人やその家族に対する根強い偏見により、就職差別や住居の確保が困難であるなどの人権問題が発生しています。
- 同性愛者など性的指向に関して少数派の人々や、性同一性障がい者（心と体との性が一致しない者）などの性的マイノリティの人々に対する理解の不足や偏見により、社会生活のさまざまな場面で人権問題が発生しています。
- 性的搾取、強制労働等を目的とした人身取引は、重大な犯罪であるとともに、基本的人権を侵害する深刻な問題です。

このような現状に加え、新型コロナウイルス感染症に関連した人権侵害のように、社会情勢の変化に伴い、人権問題が新たに生じることも考えられます。

個別の対策に加え、たとえ社会情勢が変化しても、一人ひとりが高い人権意識を持ち、お互いに人権を尊重し合うことで、新たな差別を生じさせない社会の形成を目指し、人権教育・啓発活動を推進することが必要です。

今後の施策の方向性

各分野別人権問題における現状と課題をふまえ、今後の施策は以下の方向性を持って取り組みます。

- ・ 人権三法の趣旨を踏まえた取組
- ・ SDG s の観点を意識した取組
- ・ 社会環境の変化に対応し、新たな人権問題を生じさせない取組

人権同和教育・啓発の推進

部落差別をはじめとするあらゆる差別のない人権尊重社会の実現には、市民一人ひとりが人権を尊重することの重要性を正しく理解し、人権に配慮した行動を体得するための人権同和教育と啓発活動が重要な役割を担っています。

人権同和教育・啓発を推進するにあたっては、近年の社会情勢の変化を踏まえ、特にインターネットを利用した人権侵害や、新型コロナウイルス感染症に関連した人権侵害のような新たな人権問題を生じさせない社会の形成を念頭に、就学前、学校、企業、地域などあらゆる場において、人権同和教育・啓発の施策を推進します。

1 就学前における人権同和教育

保護者・保育士等を対象に、人権同和教育問題を正しく理解するための各種研修会を開催し、知識の普及と人権意識の高揚を図るとともに、家庭と保育所、地域が一体となって子どもの「思いやりの心」を育みます。

2 学校における人権同和教育

児童、生徒に対してすべての教育活動を通じて人権意識を養うとともに、教職員においては人権同和教育問題について正しい認識を持ち、一貫した人権同和教育体制の確立のため、研修の機会の確保と内容の充実を図ります。

3 企業における人権同和教育

企業での公正な採用選考及び就職差別の撤廃と、障がい・性別・国籍等を理由にした不当な差別的取扱いや、あらゆるハラスメントの根絶による人権が尊重された職場環境づくりに向けて、関係機関との連携による取り組みを推進し、人権啓発資料の配布や、ビデオ等の貸出しによる啓発活動を充実することで、人権同和教育の推進を図ります。

4 地域における人権同和教育

差別を許さない地域づくりを目指すため、各団体等と連携協力の推進体制の確立を図るとともに、人権同和教育講座などの地域を中心とした研修の機会と充実を図ります。

人権擁護の確立と推進

部落差別をはじめとするあらゆる人権問題に対し、関係機関が連携して相談への対応、救済と擁護、施策の推進を行うための体制の充実を図ります。

1 人権相談体制の充実

情報化の進展等の社会情勢の変化に伴って、人権問題は複雑化・多様化しているため、相談の対応に際し、さまざまな関係機関による連携が必要です。そのため、人権問題に関係する各部署、各相談機関との連携・協力体制づくりを推進するとともに、広く市民に利用してもらえるよう周知を図ります。

2 個人情報保護

第三者が本人の知らないところで戸籍謄本や住民票の写しを不正に取得するなどして行われる身元調査は、プライバシーの侵害であり、結婚差別や就職差別などにつながる恐れのある人権侵害です。

こうした不正請求の抑止・防止を目的に実施している「本人通知制度」及び「本人告知制度」の運用等を通じ、市が保有する個人情報の保護と人権の擁護に努めます。

3 人権侵害の救済と擁護

人権侵害問題に対する事実関係の調査や救済の措置のため、法務省の人権擁護機関をはじめとした各関係機関と連携し、迅速かつ柔軟に対応できる体制づくりを推進するとともに、人権侵害に対する救済と擁護の施策構築を図ります。

4 推進体制の整備

さまざまな分野にわたる人権問題に適切に対応した施策を推進するためには、各分野ごとの専門的な対応と、関連する部局間の効果的な連携が必要であるため、「佐久市人権啓発推進本部」の設置による庁内連携をはじめ、関係機関との連携を図り、総合的かつ効果的な事業の推進を図ります。

令和2年度佐久市人権問題に関する市民意識調査結果の分析

1 調査における変更点

(1) 回答方法の変更について

ア 前回まで：選択肢から3つ以内で選択

→ 今回：すべて選択

すべての選択肢で前回よりも割合が増加する傾向がある

イ 前回まで：各分野において「人権が尊重されていると思うか」の質問に「思う」か「思わない」かの2択で回答し、「思わない」と回答した人のみ、関連する人権問題について回答していた。

→ 今回：各分野の「人権が尊重されていると思うか」の質問に対し、「どちらかといえばそう思う」「どちらともいえない」「どちらかといえばそう思わない」を加えた5つの選択肢から回答し、すべての人に関連する人権問題について回答してもらった。

各分野に関連する人権問題についての質問の集計の際に、全体の集計とは別に「どちらかといえばそう思わない」と「そう思わない」を選択した人の回答を集計した結果を併せて記載している。

2 各分野・設問別の分析

(1) 【問2】 関心のある人権問題

人権問題	今回順位	前回順位	比較
新型コロナウイルス感染症に関連した人権侵害	1	-	
障がいのある人の人権	2	1	△ 1
女性の人権	3	4	1
インターネットによる人権侵害	4	3	△ 1
子どもの人権	5	2	△ 3
高齢者の人権	6	6	0
北朝鮮当局による拉致問題その他人権侵害	7	5	△ 2
同和問題（部落差別）	8	7	△ 1
性同一性障がい者の人権	9	9	0
犯罪被害者等の人権	10	8	△ 2
外国人の人権	11	11	0
性的マイノリティに関する人権	12	13	1
ハンセン病患者・元患者の人権	13	12	△ 1
エイズ患者及びHIV感染者の人権	14	14	0
刑を終えて出所した人の人権	15	10	△ 5
アイヌの人々の人権	16	15	△ 1
ホームレスの人権	17	16	△ 1
人身取引	18	17	△ 1

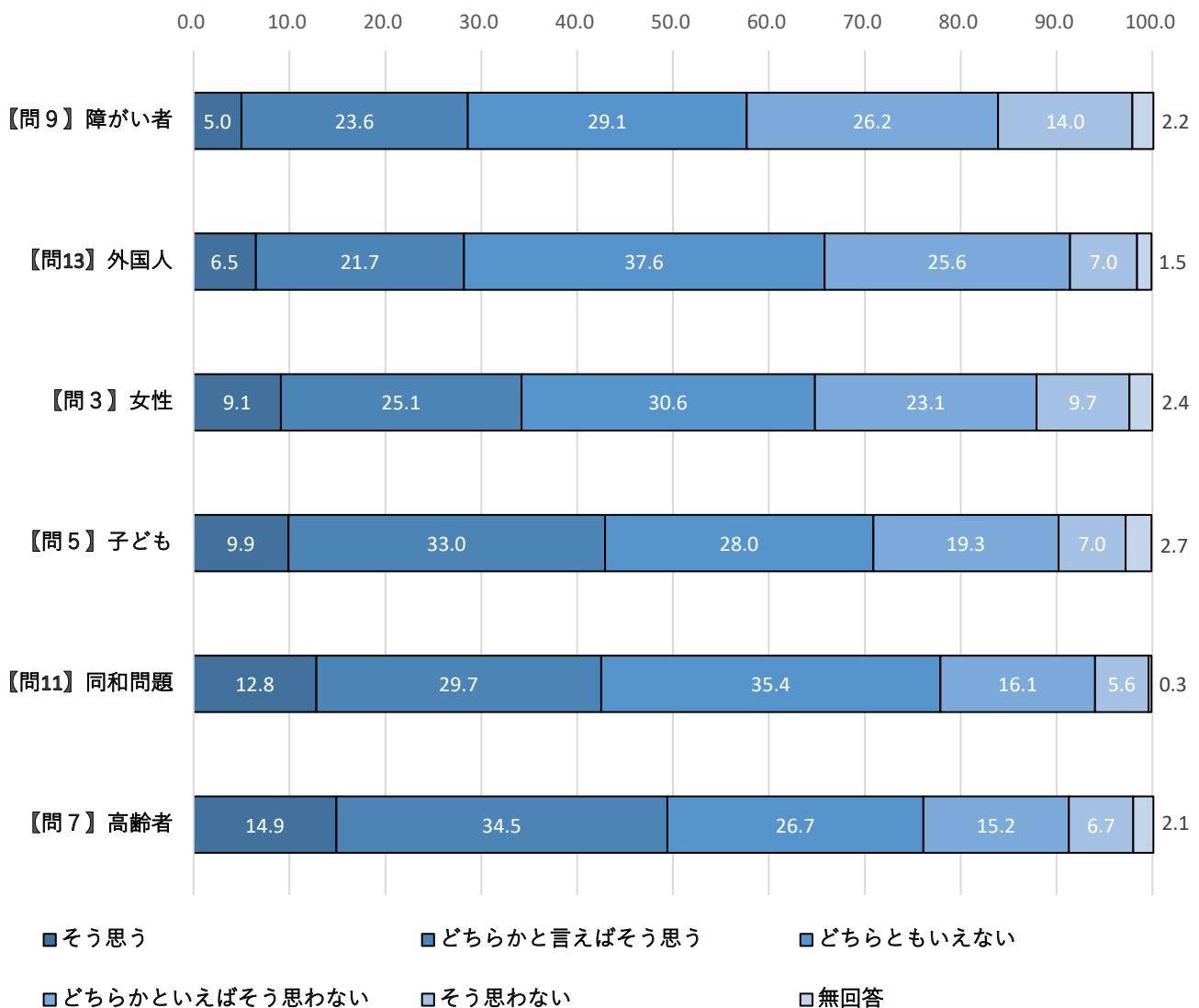
- ・新型コロナウイルス感染症に関連した人権侵害が関心を集めた。
- ・女性の人権に対する関心が向上している。
- ・性的マイノリティに対する関心が向上している。

(2) 各分野における人権問題

各分野における人権問題についての調査の構成は、はじめにその分野の人権が尊重されている社会だと思うかを質問し、その後、その分野において人権問題が起きていると思う事柄を選択してもらう形式となっている。

第三次総合計画において、分野別人権問題として取り上げた「同和問題」「子ども」「障がい者」「女性」「高齢者」「外国人」の6つの分野それぞれの結果は以下のグラフのとおり。回答の選択肢を変更し、前回調査と単純に比較することができないため、項目ごとの割合を比較する。

各分野における人権が尊重されている社会だと思いますか



「人権が尊重されている社会だと思いますか」の質問に「そう思う」と回答があった割合は障がい者が一番低かった。また「そう思わない」と回答があった割合も、障がい者が一番高く唯一10%を超えた。

「そう思わない」と回答があった割合では、女性が9.7%で2番目に多く、【問2】の結果と合わせて、女性の人権に対する意識の高まりがみられる。

次に、人権問題が起きていると思う事柄について回答してもらった結果を、各分野ごとに見ていく。

今回の調査では、回答方法の変更により、各分野において人権が尊重されていると「思わない」人に限らず、全体の回答が得られた。

また、前回までの調査と比較するため、それぞれ対応する設問とのクロス集計として「どちらかといえばそう思わない」「そう思わない」と答えた人の集計を行っている。全体の集計結果と、「思わない」と答えた人の集計結果を比較することで、一般的に認識されている問題と、人権が尊重されていると「思わない」人が認識している問題との違いから、各分野における人権課題を探る。

ア 女性の人権

【問4】女性に関する事柄でどのような人権問題が起きていると思いますか。

- ・前回調査に引き続き、最も多く回答があったのは「結婚・出産などにより女性が仕事を続けにくい社会環境」であった。
- ・全体の傾向として「セクシュアル・ハラスメント」が割合を伸ばしている。
- ・「固定的な役割分担意識」や「マタニティ・ハラスメント」が全体の回答割合と比較して「思わない」人が選択した割合が高い。

女性の就労や社会進出への場面において、問題が認識されており、男女共同参画の意識づくりや女性が環境出来る環境づくりが必要である。

イ 子どもの人権

【問6】子どもに関する事柄でどのような人権問題が起きていると思いますか。

- ・前回調査に引き続き、最も多く回答があったのは「保護者による子どもへの暴力や育児の放棄などの虐待」であった。
- ・全体の傾向として「インターネットを使ってのいじめ」が割合を伸ばしている。
- ・「教師などによる言葉の暴力や体罰」や「子どものプライバシーを尊重しないこと」が全体の回答割合と比較して「思わない」人が選択した割合が高い。

家庭、クラスメイト、教師など子どもを取り巻く要因はさまざまであり、それらすべてが連携し、子どもの生命や人権を守り育てる環境が必要である。

ウ 高齢者の人権

【問8】高齢者に関する事柄でどのような人権問題が起きていると思いますか。

- ・前回調査に引き続き、最も多く回答があったのは「詐欺や悪徳商法の被害が多いこと」であった。
- ・全体の傾向として「家族や介護者から虐待があること」が割合を伸ばしている。
- ・「高齢者を邪魔者扱いし、つまはじきにすること」が全体の回答割合と比較して「思わない」人が選択した割合が高い。

核家族化の進行により、高齢者が孤立する傾向にあると考えられる。高齢者の社会参加を支援し、悪徳商法や虐待などの被害から高齢者を守る安心して暮らせる地域づくりが必要である。

エ 障がい者の人権

【問10】障がい者に関する事柄でどのような人権問題が起きていると思いますか。

- ・「就職や仕事の内容、待遇で不利な取扱いを受けること」が最も多く回答があった。前回調査で最も回答が多かった「収入が少なく、経済的に自立出来ないこと」も引き続き選択した人が多い。
- ・「結婚について周囲が反対すること」、「アパートなどの住宅への入居が困難なこと」が全体の回答割合と比較して「思わない」人が選択した割合が高い。

就労に加え、社会生活を送るうえでも課題が生じており、障がい者についての正しい知識の普及と啓発が必要である。

オ 同和問題（部落差別）

【問12】同和問題に関する事柄でどのような人権問題が起きていると思いますか。

- ・前回調査に引き続き、最も多く回答があったのは「結婚問題で周囲が反対すること」であった。
- ・全体の傾向として「インターネットを利用して差別的な情報を掲載すること」が割合を伸ばしている。
- ・「わからない」を選択した人の割合が比較的高い。

結婚の場面においてはいまだに差別意識が存在していることが【問21】～【問23】からも明らかとなっている。同和問題に対する正しい知識と理解を広めるため、学校、職場、地域などのあらゆる場を通じて、教育・啓発を推進していくことが必要である。

カ 外国人の人権

【問14】外国人に関する事柄でどのような人権問題が起きていると思いますか。

- ・「就職や仕事の内容、待遇で不利な取扱いを受けること」、「保険、医療、防災、教育などの生活に必要な情報が十分手に入れないこと」がほぼ同率で最も多く回答があった。
- ・「思わない」人では、前回調査に引き続き「地域社会での受け入れが十分でないこと」が最も多く回答があり、全体の回答割合と比較した差が大きい。
- ・「わからない」を選択した人の割合が比較的高い。

地域社会や雇用の場において、課題が認識されており、言語や文化・生活習慣などの違いを近いし多様性を認め合う啓発が必要である。

(3) 人権侵害について

ア 人権侵害について

【問24】 この5年間で人権が侵害されるようなことは少なくなってきたと思いますか。変わらないと思いますか。多くなってきたと思いますか。

- ・ 「あまり変わらない」と「わからない」を合計した64.6%の人には実感がない。
- ・ 男女別では、女性の方が男性に比べ「多くなってきた」と回答した割合が高く、「少なくなってきた」と回答した割合が低い。
- ・ 年代別では60歳代、70歳代は他の世代に比べ「少なくなってきた」と回答した割合が高く、「多くなってきた」と回答した割合は低い。

多くの市民が「少なくなってきた」と実感できるよう、教育・啓発の推進による人権意識の高揚と、人権侵害が生じた際の相談体制の充実が必要である。

イ 人権侵害体験について

【問25】 あなたは今までに自分の人権が侵害されたと思ったことがありますか。

- ・ 男女別では「ある」と答えた割合は男性16.9%に対し、女性30.7%と女性の方が高い。
- ・ 世代別では70歳以上で「ある」と答えた割合が10.3%と最も低い。

【問27】 （「ある」と答えた方に）そのとき、だれかに相談しましたか。

- ・ これまでの調査と変わらず、「友人、上司、同僚」や家族などの身の回りの人に相談する割合が高く、次いで「自分で処理（解決）した」、「何もしなかった」の順となっている。
- ・ 法務局や人権擁護委員と回答した割合はいずれも低く、その他の公的機関や、民間団体等においても相談したと回答した割合は10%に満たない。
人権擁護機関や相談窓口の周知を図るとともに、相談機能の充実が必要である。

ウ インターネットによる人権侵害

【問29】 見たことのあるインターネットを悪用した人権侵害事例をあげてください。

- ・ 女性を誹謗・中傷する表現の掲示が最も多く、前回調査からの回答割合も伸びている。
- ・ 「インターネットを利用したことがない」と無回答の人を除いて、なんらかの人権侵害事例を見たことがある人の割合を求めると、前回調査では54.6%、今回の調査では63.2%と割合を伸ばしている。

インターネット上では、さまざまな分野に関連した人権問題が生じており、被害を予防するための啓発活動に加えて、法務局などの関係機関と連携し、不適切な情報発信に対して、適切な対応が必要である。

(4) 人権擁護機関の周知度について

【問30】あなたは人権擁護機関としてどのようなものを知っていますか。

- ・「弁護士」、「市町村」、「人権擁護委員」の順に高い割合となっているが、「人権擁護委員」については60歳代以上では50%を超えているが、40歳代以下の年代では10~20%台となっている。

人権擁護機関や相談窓口の周知を図るとともに、相談機能の充実が必要である。

(5) 人権問題への関わりについて

【問31】あなたは人権問題に関する次のようなことに参加したり、見たり、読んだり、家族で話し合った経験がありますか。

- ・「講演会・研修会」、「地域懇談会」、「人権フェスティバルなどのイベント」などの各種行事や、「啓発冊子、パンフレット」をはじめとした各種メディアにおける啓発について、「インターネット」を除いて、いずれも「参加したことはない」、「見たことはない」と回答した割合が、前回調査よりも高くなっている。

【問2】の関心のある人権問題では、さまざまな分野の人権問題に対する関心が高まっている様子がうかがえるが、行動に結びついていない。

行事等に参加しなかった理由としては「機会がなかった」「知らなかった」が多く、行事等の周知や、市民の関心を行動へ結び付けていく啓発活動が求められている。

(6) 今後の人権教育・啓発のあり方について

【問32】今後の人権教育・啓発の在り方について、あなたが重要だと考えるのはどのようなことですか。

- ・前回調査から引き続き、「人権問題に関する教育・啓発・広報活動を推進する」「人権が侵害された被害者の救済を充実する」「人権問題に関する相談のための機関・施設を充実する」と回答が多くあった。
- ・前回調査と比べて「人権が侵害された被害者の救済を充実する」「差別を禁止するために法律を整備する」が割合を伸ばしている。
- ・「どのようにしても人権侵害はなくなる」「そっとしておけば差別は自然になくなる」の割合は前回調査より減少している。

人権問題を認識し、解消に向けた意識を持つ市民の割合が増加している。

3 総括

(1) 同和問題（部落差別）について

今回の調査結果より、結婚の場面において未だに市民の間に部落差別の意識があることが明らかになった。

同和問題（部落差別）についての正しい知識と理解を深めるため、学校、地域、職場などあらゆる場面における人権同和教育の推進が必要である。

(2) その他の各分野別人権問題について

各分野別の人権問題では、前回調査で認識されていた問題が、未だに多く回答されている。また、今回の集計により、各分野において人権が尊重されている社会だと「思わない」人が、実際に直面したり、課題であると感じている人権問題と、全体の集計との間にある意識の違いを把握することが出来た。

これらの人権問題の解消に向けた施策や、意識の違いを解消する教育・啓発活動の推進が必要である。

(3) 人権同和教育・啓発の推進について

人権問題への関心や、今後の人権教育・啓発のあり方についての回答から、市民の人権問題への認識や、解消に向けた意識は高まっている。

しかし、一方で講演会などの各種事業へ参加した割合は減少しており、人権問題への関心や意識の高まりを、市民一人ひとりの行動へつなげていくための人権同和教育・啓発活動のより効果的な推進が必要である。